

## 第7章

# 自動車リサイクル法法令集



# 使用済自動車の再資源化等に関する法律法令集（三段表）

使用済自動車の再資源化等に関する法律  
（平成十四年法律第八十七号）

## 目次

第一章 総則（第一条 第七条）
第一節 再資源化等の実施
第二節 関連事業者による再資源化の実施（第八条 第二十条）
第二節 自動車製造業者等による再資源化等の実施（第二十一条 第四十一条）
第三章 登録及び許可
第一節 引取業者の登録（第四十二条 第五十二条）
第二節 フロン類回収業者の登録（第五十三条 第五十九条）
第三節 解体業の許可（第六十条 第六十六条）
第四節 破砕業の許可（第六十七条 第七十二条）
第四章 再資源化預託金等（第七十三条 第七十九条）
第五章 移動報告（第八十条 第九十一条）
第六章 指定法人
第一節 資金管理法人（第九十二条 第一百四十二条）
第二節 指定再資源化機関（第一百五十三条 第一百六十二条）
第三節 情報管理センター（第一百六十四条 第一百八十一条）
第七章 雑則（第一百八十一条 第一百九十六条）
第八章 罰則（第一百九十七条 第二百一十三条）
附則

使用済自動車の再資源化等に関する法律  
施行令（平成十四年政令第三百八十九号）

使用済自動車の再資源化等に関する法律  
施行規則（平成十四年経済産業・環境省令第七号）

## 目次

第一章 総則（第一条 第三条）
第一節 再資源化等の実施
第一節 関連事業者による再資源化の実施（第四条 第十六条）
第二節 自動車製造業者等による再資源化等の実施（第十七条 第四十五条）
第三章 登録及び許可
第一節 引取業者の登録（第四十六条 第四十九条）
第二節 フロン類回収業者の登録（第五十条 第五十四条）
第三節 解体業の許可（第五十五条 第六十条）
第四節 破砕業の許可（第六十一条 第六十五条）
第四章 再資源化預託金等（第六十六条 第七十七条）
第五章 移動報告（第七十八条 第一百零二条）
第六章 指定法人
第一節 資金管理法人（第一百三十二条 第一百四十二条）
第二節 指定再資源化機関（第一百四十三条 第一百五十二条）
第三節 情報管理センター（第一百五十三条 第一百六十二条）
第七章 雑則（第一百六十二条 第一百八十一条）
附則

## 第一章 総則

（目的）  
第一条 この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車等及び引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生製品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

## 第一章 総則

（定義）  
第一条 この省令において使用する用語は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（定義）  
第二条 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車（次に掲げるものを除く。）をいう。

- 一 被けん引車（道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。以下この項において同じ。）
- 二 道路運送車両法第三条に規定する小型自動車及び軽自動車（被けん引車を除く。）であつて、二輪のもの（側車付きのものを含む。）
- 三 道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車（被けん引車を除く。）
- 四 前三号に掲げるもののほか政令で定める自動車

（自動車から除かれるもの）  
第一条 使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第四号の政令で定める自動車は、次

- 一のとおりとする。  
 農業機械又は林業機械に該当する自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。以下この条において同じ。）
- 二 走行装置としてカタピラ及びそりを有する自動車
- 三 競走用自動車（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行の用に供するものを除く。）
- 四 自衛隊の使用する装甲車両
- 五 前各号に掲げるもののほか、特殊の用途に使用する自動車として主務省令で定めるもの
- 六 自動車製造業者等（法第二条第十六項に規定する自動車製造業者等をいう。）が自動車に係る試験又は研究の用途に供するために製造等（同条第十五項に規定する製造等をいう。）をした自動車（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行の用に供するもの及び前各号に掲げるものを除く。）

- 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第一条第五号の特殊の用途に使用する自動車を定める省令（平成十四年経済産業・環境省令第八号）
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第一条第五号の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。
- 二 ホイール式高所作業車  
無人搬送車

- 2 この法律において「使用済自動車」とは、自動車のうち、その使用（倉庫としての使用その他運行以外の用途としての使用を含む。以下同じ。）を終了したもの（保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他の自動車の使用を終了したときに取り外して再度使用する装置であつて政令で定めるものを有する自動車にあつては、その使用を終了し、かつ、当該装置を取り外したものをいう。）
- 3 この法律において「解体自動車」とは、使用済自動車を解体することによつてその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいう。
- 4 この法律において「特定再資源化物品」とは、自動車破砕残さ及び指定回収物品をいい、「特定再資源化等物品」とは、特定再資源化物品及びフロン類をいう。
- 5 この法律において「自動車破砕残さ」とは、解体自動車を破砕し、金属その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいう。

- （取り外して再度使用する装置）
- 第二条 法第二条第二項の政令で定める装置は、次のとおりとする。
  - 一 保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他のパン型の積載装置
  - 二 コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置
  - 三 土砂等の運搬の用に供する自動車（法第二条第一項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の荷台その他の囲いを有する積載装置
  - 四 トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に当該自動車と一体として装備される特別な装置（人又は物を運送するために用いられるものを除く。）

- 6 この法律において「指定回収物品」とは、自動車に搭載され、もつているものとして政令で定めるものをいう。
  - 一 当該自動車を使用済自動車となつた場合において、解体業者が当該使用済自動車から当該物品を回収し、これを自動車製造業者等に引き渡してその再資源化を行うことが、当該使用済自動車の再資源化を適正かつ円滑に実施し、かつ、廃棄物の減量及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもの
  - 二 当該物品の再資源化を図る上で経済性の面における制約が著しくないと認められるもの
  - 三 当該自動車を使用済自動車となつた場合において、当該物品の再資源化を図る上でその物品の設計又はその部品若しくは原材料の種類が重要な影響を及ぼすと認められるもの

- （指定回収物品）
- 第三条 法第二条第六項の政令で定める物品は、エアバッグその他衝突の際の人の安全を確保するための装置に使用するガス発生器とする。

- 7 この法律において「フロン類」とは、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）以下「フロン類回収破壊法」という。）第二条第一項に規定するフロン類をいう。
- 8 この法律において「特定エアコンディショナー」とは、自動車に搭載されているエアコンディショナー（車両のう

- （指定回収物品）
- 第三条 法第二条第六項の政令で定める物品は、エアバッグその他衝突の際の人の安全を確保するための装置に使用するガス発生器とする。

9 ち乗車のために設備された場所の冷房の用に供するものに限る。以下同じ。）であつて、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいう。

この法律において「再資源化」とは、一次に掲げる行為をいう。

一 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にする行為

二 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の全部又は一部であつて燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にする行為

10 この法律において「再資源化等」とは、再資源化及びフロン類の破壊（フロン類回収破壊法第三十三条第三項の規定による破壊をいう。以下同じ。）をいう。

11 この法律において「引取業」とは、自動車の所有者から使用済自動車の引取りを行う事業（自動車所有者の委託を受けて当該所有者が指定した者に使用済自動車を引き渡すために行う運搬のみを行う事業を除く。）をいい、「引取業者」とは、引取業を行うことについて第四十二条第一項の登録を受けた者をいう。

12 この法律において「フロン類回収業」とは、使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類の回収を行う事業をいい、「フロン類回収業者」とは、フロン類回収業を行うことについて第五十三条第一項の登録を受けた者をいう。

13 この法律において「解体業」とは、使用済自動車又は解体自動車の解体を行う事業をいい、「解体業者」とは、解体業を行うことについて第六十条第一項の許可を受けた者をいう。

14 この法律において「破砕業」とは、解体自動車の破砕及び破砕前処理（圧縮その他の主務省令で定める破砕の前処理をいう。以下同じ。）を行う事業をいい、「破砕業者」とは、破砕業を行うことについて第六十七条第一項の許可を受けた者をいう。

15 この法律において「製造等」とは、次に掲げる行為をいう。

一 自動車を製造する行為（他の者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。）の委託（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を受けて行うものを除く。）

二 自動車を入力する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）

三 前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

16 この法律において「自動車製造業者等」とは、自動車の製造等を業として行う者をいう。

17 この法律において「関連事業者」とは、引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破砕業者をいう。

第三條（自動車製造業者等の責務）  
 設計及びその部品又は原材料の種類を工夫することにより、自動車が長期間使用されることを促進するとともに、使用済自動車の再資源化等を容易にし、

第二條（破砕前処理）  
 第二條法第十四項の主務省令で定める破砕の前処理は、次のとおりとする。

一 圧縮  
 二 せん断

第三條（自動車の製造等の委託）  
 第三條法第十五項第一号の主務省令で定める委託は、自動車を製造し、又は輸入する行為の委託であつて、当該自動車の部品、材料、設計、自己の商標の使用等に関する指示が行われているものとする。

2  
ら及び使用済自動車の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければならない。  
2  
の再資源化等の実施において、自らが果たす役割の重要性にかんがみ、その適正かつ円滑な実施を図るため、関連事業者に対し、自らが製造等をした自動車等の構造又は使用した部品等若しくは原材料に関する情報を適切に提供するのとその他の使用済自動車の再資源化等の実施に必要な協力を求めるよう努めなければならない。

第 四 条 （関連事業者の責務）  
再資源化を適正かつ円滑に実施することにより、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、使用済自動車の再資源化に関する知識及び能力の向上に努めなければならない。  
2  
引取業者は、自動車製造業者等と協力し、自動車の再資源化に係る料金その他の事項について、自動車の所有者に周知を図るとともに、自動車の所有者による使用済自動車の引渡しが円滑に行われるよう努めなければならない。

第 五 条 （自動車の所有者の責務）  
自動車は、自動車を用いて、自動車を用いて長期間使用することにより、自動車がよく使用済自動車となることにより、自動車を使用済自動車とすることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを再資源化により得られた物等を使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。

第 六 条 （国の責務）  
国は、使用済自動車の再資源化等に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
2  
国は、自動車の所有者による使用済自動車の引渡し及び関連事業者によるその再資源化の適正かつ円滑な実施を促進するため、使用済自動車の再資源化等に要した費用、その再資源化による有効利用された資源の量その他の使用済自動車の再資源化等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めなければならない。  
3  
国は、教育活動、広報活動等を通じて、使用済自動車の再資源化等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

第 七 条 （地方公共団体の責務）  
地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の实情に応じ、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。

第二章 再資源化等の実施

第一節 関連事業者による再資源化の実施

第八條 (使用済自動車の引渡義務)  
が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。

第九條 (引取業者の引取義務)

引取業者は、使用済自動車の引取りを求められたときは、当該使用済自動車について第七十三条第六項に規定する再資源化預託金等(以下この条において単に「再資源化預託金等」という。)が第九十二條第一項に規定する資金管理法人(以下この章、第四章及び第五章において単に「資金管理法人」という。)に対し預託されているかどうかを確認し、次の各号のいずれかに掲げる場合を除き、その引取りを求めた者から当該使用済自動車を引き取らなければならない。  
一 当該使用済自動車について再資源化預託金等が資金管理法人に対し預託されていない場合

二 主務省令で定める正当な理由がある場合

引取業者は、前項第一号に該当する場合には、同項の規定により引取りを求めた者に対し、再資源化預託金等を資金管理法人に対し預託すべき旨を告知しなければならない。

第二章 再資源化等の実施

第一節 関連事業者による再資源化の実施

(引取業者が使用済自動車の引取りを拒める正当な理由)  
第四條 法第九條第一項第二号の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難であること。
- 二 当該使用済自動車に異物が混入していること。
- 三 当該使用済自動車の引取りにより当該引取業者が行う使用済自動車の適正な保管に支障が生じること。
- 四 当該使用済自動車の引取りの条件が使用済自動車に係る通常の取引の条件と著しく異なるものであること。
- 五 当該使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること。

第十條 (引取業者の引渡義務)

引取業者は、使用済自動車を引き取ったときは、速やかに、当該使用済自動車に特定エアコンディショナーが搭載されている場合はフロンの引取業者に、搭載されていない場合は解体業者に、当該使用済自動車を引き渡さなければならない。

(フロンの引取業者の引取義務)

引取業者は、引取業者から前条の使用済自動車の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければならない。

(フロンの引取業者の回収義務)

引取業者は、使用済自動車を引き取ったときは、主務省令で定めるフロンの回収に関する基準に従い、当該使用済自動車に搭載され

(フロンの引取業者によるフロンの回収に関する基準)  
第六條 法第十二條の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 特定エアコンディショナーの冷媒回

ている特定エアコンディショナーからフロン類を回収しなければならない。

(フロン類回収業者のフロン類の引渡義務)

第十三条 フロン類回収業者は、前条の規定によりフロン類を回収したときは、自ら当該フロン類の再利用(冷媒その他製品の原材料として自ら利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。)をする場合を除き、第二十一条の規定により特定再資源化等物品を引き取るべき自動車製造業者等(当該自動車製造業者等が存しないとき、又は当該自動車製造業者等を確認することができないときは、第二百五条に規定する指定再資源化機関。以下この条、第十六条第三項及び第十八条第六項において同じ。)に当該フロン類を引き渡さなければならぬ。この場合において、当該自動車製造業者等が第二十二条第一項の規定により引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければならない。

2 フロン類回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。)は、前項の規定によりフロン類を引き渡すときは、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従い、当該フロン類を運搬しなければならない。

(フロン類回収業者の使用済自動車の引渡義務)

第十四条 フロン類回収業者は、第十二条の規定によりフロン類を回収したときは、速やかに、当該フロン類を回収した後の使用済自動車を解体業者に引き渡さなければならない。

(解体業者の引取義務)

第十五条 解体業者は、引取業者から第十条の使用済自動車の引取りを求められ、又はフロン類回収業者から前条の使用済自動車の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければならない。

取口における圧力(絶対圧力をいう。以下同じ。)の値が、一定時間経過した後、次の表の上欄に掲げるフロン類の充てん量の区分に応じ、それぞれ同表の上欄に掲げるフロン類の充てん量の区分に応じ、それぞれ同表の充てん量の区分に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。

フロン類の充てん量		圧力	
二 キログラム未満	〇・一 メガパスカル	二 キログラム以上	〇・〇 九メガパスカル

二 フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

(フロン類回収業者によるフロン類の運搬に関する基準)

第七条 法第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 回収したフロン類の移充てん(回収したフロン類を充てんする容器(以下「フロン類回収容器」という。)から他のフロン類回収容器へフロン類の詰め替えを行うこと)をいう。(をみだりに行わないこと。

二 フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

(解体業者が使用済自動車の引取りを拒める正当な理由)

第八条 第四条の規定は、法第十五条の主務省令で定める正当な理由について準用する。



第十六条 解体業者は、その引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から有用な部品を分離して部品その他製品の一部分として利用することができる状態にすることその他、当該使用済自動車の再資源化を行わなければならない。

2 前項の再資源化は、解体業者による使用済自動車再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

3 解体業者は、第一項に規定する引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から指定回収物品を回収し、第二十一条の規定により特定再資源化等物品を引き取るべき自動車製造業者等に当該指定回収物品を引き渡さなければならぬ。この場合において、当該自動車製造業者等が第二十一条第一項の規定により引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければならない。

4 解体業者は、第一項に規定する引き取った使用済自動車の解体を行ったときは、他の解体業者又は破砕業者に当該使用済自動車に係る解体自動車を引き渡さなければならない。ただし、解体自動車全部利用者（解体自動車を引き取り、当該解体自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する方法その他の残さを発生させないものとして主務省令で定める方法によりこれを利用する者をいう。以下同じ。）に引き渡す場合は、この限りでない。

5 解体業者は、前項ただし書の規定により解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡したときは、その事実を証する書面として主務省令で定めるものをその引渡しの日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

6 解体業者は、その引き取った使用済自動車の解体を自ら行わないときは、速やかに、他の解体業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。

7 第一項、第二項及び前三項の規定は、解体業者が引き取った解体自動車の解体について準用する。

第九条 法第十六条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 部品、材料その他の有用なものを回収することができるものと認められる使用済自動車又は解体自動車については、当該有用なものが破損し、又はその回収に支障が生じることのないように、適正に保管するよう努めること。

二 使用済自動車から鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯（以下「鉛蓄電池等」という。）を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、当該鉛蓄電池等の再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該鉛蓄電池等を引き渡すこと。

三 技術的かつ経済的に可能な範囲で、使用済自動車又は解体自動車から部品、材料その他の有用なもの（鉛蓄電池等を除く。）を回収し、当該有用なものの再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該有用なものを引き渡すこと。

四 前二号の規定により回収した部品、材料その他の有用なものについては、その再資源化を行うまでの間（当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡す場合にあつては、当該引渡しを行うまでの間）、適正に保管するよう努めること。

第十條 法第十六条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 当該解体自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する方法  
二 当該解体自動車の全部を製品の原材料として利用する方法

第十一條 法第十六条第五項（同条第七項及び法第十八条第八項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書面は、法第二十六條第四項ただし書又は第十八條第二項ただし書の規定により解体業者又は破砕業者から解体自動車を引き渡された解体自動車全部利用者が作成した書面であつて、次に掲げる事項を記載したものである。

一 当該解体業者又は破砕業者の氏名又は名称  
二 当該解体自動車全部利用者の氏名又は名称  
三 当該解体自動車全部利用者が当該解体自動車を引き取った年月日  
四 当該解体自動車の車台番号

第十二條 法第十六条第五項（同条第七項及び法第十八条第八項において準用する

第十七条 破砕業者は、解体業者から前条第四項の解体自動車の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該解体自動車を引き取らなければならない。

場合を含む。）の主務省令で定める期間は、五年とする。

（破砕業者が解体業者からの解体自動車の引取りを拒める正当な理由）  
第十三条 第四条の規定は、法第十七条の主務省令で定める正当な理由について準用する。この場合において、「使用済自動車」とあるのは、「解体自動車」と読み替えるものとする。

第十八条 破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕前処理を行うときは、破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準として主務省令で定める基準に従い、その破砕前処理を行わなければならない。

（破砕業者による破砕前処理に関する基準）  
第十四条 法第十八条第一項の主務省令で定める基準は、解体自動車に異物を混入しないこととする。

2 破砕業者は、前項の破砕前処理を行ったときは、自ら破砕前処理を行った後にその解体自動車の破砕を行う場合を除き、他の破砕業者（破砕前処理のみを業として行う者を除く。）に当該解体自動車を引き渡さなければならない。ただし、解体自動車全部利用者に引き渡す場合は、この限りでない。

（破砕業者が他の破砕業者からの解体自動車の引取りを拒める正当な理由）  
第十五条 第四条の規定は、法第十八条第三項の主務省令で定める正当な理由について準用する。この場合において、「使用済自動車」とあるのは、「解体自動車」と読み替えるものとする。

3 破砕業者（破砕前処理のみを業として行う者を除く。）は、他の破砕業者（破砕前処理のみを業として行う者に限る。）から前項の解体自動車の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該解体自動車を引き取らなければならない。

（破砕業者による再資源化に関する基準）  
第十六条 法第十八条第五項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 技術的かつ経済的に可能な範囲で、鉄、アルミニウムその他の金属を分別して回収すること。
- 二 自動車破砕残さに異物が混入しないように、解体自動車の破砕を行うこと。

5 前項の再資源化は、破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

6 破砕業者は、第四項の破砕を行ったときは、第二十一条の規定により特定再資源化等物品を引き取るべき自動車製造業者等に自動車破砕残さを引き渡さなければならない。この場合において、当該自動車製造業者等が第二十二条第一項の規定により引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければならない。

7 破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕及び破砕前処理を自ら行わないときは、速やかに、他の破砕業者に当該解体自動車を引き渡さなければならない。

（破砕業者が解体業者からの解体自動車の引取りを拒める正当な理由）  
第十三条 第四条の規定は、法第十七条の主務省令で定める正当な理由について準用する。この場合において、「使用済自動車」とあるのは、「解体自動車」と読み替えるものとする。

（指導及び助言）  
第十九条 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下この章から第七章までにおいて同じ。）は、その登録を受けた引取業者若しくはフロン類回収業者又はその許可を受けた解体業者若しくは破砕業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し、

特定再資源化等物品の引渡し又は使用  
済自動車若しくは解体自動車の再資源  
化に必要な行為の実施を確保するため  
必要があると認めるときは、当該引取  
り若しくは引渡し又は再資源化に必要  
な行為の実施に関し必要な指導及び助  
言をすることができる。

（勧告及び命令）  
第二十条 都道府県知事は、正当な理由  
がなくて前条に規定する引取り若しく  
は引渡し又は再資源化に必要な行為を  
しない関連事業者があるときは、当該  
関連事業者に対し、当該引取り若しく  
は引渡し又は再資源化に必要な行為を  
すべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、フロン類回収業者  
が第十二条の主務省令で定めるフロン  
類の回収に関する基準を遵守していな  
いと認めるとき、又はフロン類回収業  
者（その委託を受けてフロン類の運搬  
を行う者を含む。以下この項において  
同じ。）が第十三条第二項の主務省令で  
定めるフロン類の運搬に関する基準を  
遵守していないと認めるときは、当該  
フロン類回収業者に対し、その基準を  
遵守すべき旨の勧告をすることができる。  
3 都道府県知事は、前二項に規定する  
勧告を受けた関連事業者が、正当な理  
由がなくてその勧告に係る措置をとら  
なかつたときは、当該関連事業者に対  
し、その勧告に係る措置をとるべきこ  
とを命ずることができる。

第二節 自動車製造業者等による  
再資源化等の実施

（自動車製造業者等の引取義務）  
第二十一条 自動車製造業者等は、フロ  
ン類回収業者、解体業者又は破砕業者  
から自らが製造等をした自動車（その  
者が、他の自動車製造業者等について  
相続、合併若しくは分割（その製造等  
の事業を承継させるものに限る。）があ  
つた場合における相続人、合併後存続  
する法人若しくは合併により設立され  
た法人若しくは分割によりその製造等  
の事業を承継した法人又は他の自動車  
製造業者等からその製造等の事業を譲  
り受けた者であるときは、被相続人、  
合併により消滅した法人若しくは分割  
をした法人又はその製造等の事業を譲  
り渡した自動車製造業者等が製造等を  
したものを含む。以下同じ。）に係る特  
定再資源化等物品の引取りを求められ  
たときは、主務省令で定める正当な理  
由がある場合を除き、特定再資源化等  
物品を引き取る場所としてあらかじめ  
当該自動車製造業者等が指定した場所  
（以下「指定引取場所」という。）にお  
いて、当該特定再資源化等物品を引き  
取らなければならない。

（引取基準）  
第二十二条 自動車製造業者等又は第百  
五条に規定する指定再資源化機関（以  
下この節、第四章、第五章及び第六章  
第一節において単に「指定再資源化機  
関」という。）は、特定再資源化等物品  
の適正かつ確実な引取りを確保する観  
点から主務省令で定める基準に従い、  
特定再資源化等物品を引き取るべき  
当該特定再資源化等物品の性状、引取

第二節 自動車製造業者等による  
再資源化等の実施

（自動車製造業者等が特定再資源化等物  
品の引取りを拒める正当な理由）  
第十七条 法第二十一条の主務省令で定め  
る正当な理由は、次のとおりとする。  
一 天災その他やむを得ない事由により  
特定再資源化等物品の引取りが困難で  
あること。  
二 当該特定再資源化等物品に異物が混  
入していること。  
三 当該特定再資源化等物品の引取りが  
法第二十二条第一項に規定する引取基  
準に適合しないこと。  
四 当該特定再資源化等物品の引取りが  
法令の規定又は公の秩序若しくは善良  
の風俗に反するものであること。

（引取基準）  
第十八条 法第二十一条第一項の主務省令  
で定める基準は、引取基準が特定再資源  
化等物品の引取りの能率的な実施及びフ  
ロン類回収業者、解体業者又は破砕業者  
による特定再資源化等物品の円滑な引渡  
しが確保されるよう勘案して合理的な範  
囲内で定められたものであることとする。  
第十九条 法第二十一条第一項の主務省令  
で定める事項は、次のとおりとする。

りの方法その他の主務省令で定める事項について特定再資源化等物品の引取りの基準（以下「引取基準」という。）を定めることができる。

2 自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、主務省令で定めるところにより、前項に規定する引取基準を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬ。これを変更するときも、同様とする。

（フロン類回収料金及び指定回収料金）  
第二十三条 フロン類回収業者は、第十三条第一項の規定により自動車製造業者等（同項に規定する自動車製造業者等）をいう。以下この条において同じ。）にフロン類を引き渡したときは、主務省令で定めるところにより、当該自動車製造業者等に対し、当該フロン類の回収及び当該フロン類を引き渡すために行う運搬に要する費用に關し、フロン類の回収の適正かつ確実な実施を確保する観点から主務省令で定める基準に従って当該自動車製造業者等が定め額の金銭（以下「フロン類回収料金」という。）の支払を請求することができる。

2 解体業者は、第十六条第三項の規定により自動車製造業者等に指定回収物品を引き渡したときは、主務省令で定めるところにより、当該自動車製造業者等に対し、当該指定回収物品の回収及び当該指定回収物品を引き渡すために行う運搬に要する費用に關し、指定回収物品の回収の適正かつ確実な実施を確保する観点から主務省令で定める基準に従って当該自動車製造業者等が定め額の金銭（以下「指定回収料金」という。）の支払を請求することができる。

3 自動車製造業者等は、前二項の規定による請求があつた場合には、その求めに応じてフロン類回収料金又は指定回収料金を支払わなければならない。

4 自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、フロン類回収料金及び指定回収料金について、あらかじめ、公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

（引取基準等に対する勧告等）  
第二十四条 主務大臣は、自動車製造業者等が第二十二條第二項の規定により公表した引取基準又は前條第四項の規定により公表したフロン類回収料金若しくは指定回収料金が、第二十二條第一項又は前條第一項若しくは第二項に規定する主務省令で定める基準に適合

一 特定再資源化等物品の性状  
二 引取りの方法  
三 荷姿

（引取基準の公表の方法）  
第二十条 法第二十二條第二項の規定による公表は、時事に關する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（フロン類回収業者によるフロン類回収料金の支払の請求方法）  
第二十一条 法第二十三條第一項の規定によりフロン類回収料金の支払を請求しようとするフロン類回収業者は、次に掲げる事項を記載した書面を自動車製造業者等（法第十三條第一項に規定する自動車製造業者等をいう。第二十三條において同じ。）に提出しなければならない。

一 フロン類回収業者の氏名又は名称  
二 当該請求に係るフロン類を回収した事業所の名称  
三 振込金融機関又は郵便局の名称及び所在地並びに預金口座又は貯金口座の口座番号  
四 当該請求に係る使用済自動車の車台番号  
（フロン類回収料金に關する基準）  
第二十二条 法第二十三條第一項の主務省令で定める基準は、フロン類回収料金がフロン類の回収及び運搬を能率的に行つた場合における適正な原価を勘案して定められたものであることとする。

（解体業者によるガス発生器に係る指定回収料金の支払の請求方法）  
第二十三条 法第二十三條第二項の規定により令第三条に規定するガス発生器（以下単に「ガス発生器」という。）に係る指定回収料金の支払を請求しようとする解体業者は、次に掲げる事項を記載した書面を自動車製造業者等に提出しなければならない。

一 解体業者の氏名又は名称  
二 当該請求に係るガス発生器を回収した事業所の名称  
三 振込金融機関又は郵便局の名称及び所在地並びに預金口座又は貯金口座の口座番号  
四 当該請求に係る使用済自動車の車台番号  
（ガス発生器に係る指定回収料金に關する基準）  
第二十四条 法第二十三條第二項の主務省令で定める基準は、ガス発生器に係る指定回収料金がガス発生器の回収及び運搬を能率的に行つた場合における適正な原価を勘案して定められたものであることとする。

（フロン類回収料金及び指定回収料金の公表の方法）  
第二十五条 第二十条の規定は、法第二十三條第四項の規定による公表について準用する。

していないと認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、期限を定めて、その公表した引取基準又はフロソ類回収料金若しくは指定回収料金を変更すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、正当な理由がなくて前条第三項に規定するフロソ類回収料金若しくは指定回収金の支払又は同条第四項の規定による公表をしない自動車製造業者等があるときは、当該自動車製造業者等に対し、期限を定めて、その支払又は公表をすべき旨の勧告をすることができる。

3 主務大臣は、前二項に規定する勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることが出来る。

(自動車製造業者等の再資源化実施義務等)

第二十五条 自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、特定再資源化物品を引き取ったときは、遅滞なく、当該特定再資源化物品の再資源化を行わなければならない。

2 前項の再資源化(指定再資源化機関が行うものを除く。)は、特定再資源化物品ごとに主務省令で定める再資源化を実施すべき量に関する基準に従い、行わなければならない。

(自動車製造業者等の再資源化を実施すべき量に関する基準)

第二十六条 法第二十五条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 自動車破砕残さ 次の算式により算出した割合が、次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の上欄に掲げる割合に等しいこととする。

$$\frac{A+B}{C+D}$$

算式の符号

A 当該年度において主務大臣が定める基準に適合する施設(以下「基準適合施設」という。)に投入された自動車破砕残さの総重量から当該基準適合施設において生じた廃棄物のうち当該自動車破砕残さに係るものの総重量を減じて得た重量

B 当該年度において法第三十一条第一項の認定を受けてその全部再資源化の実施を委託した解体自動車からの発生が抑制された自動車破砕残さの総重量から当該解体自動車を引き渡された解体自動車利用者(施設において生じた廃棄物のうち当該解体自動車に係るものの総重量を減じて得た重量)

C 当該年度において引き取った自動車破砕残さの総重量

D 当該年度において法第三十一条第一項の認定を受けてその全部再資源化の実施を委託した解体自動車からの発生が抑制された自動車破砕残さの総重量

平成十七年度から平成二十一年度までの五年間	百分の三十
平成二十二年年度から平成二十六年年度までの五年間	百分の五十
平成二十七年年度以降の五年間	百分の七十

二 ガス発生器 当該年度において引き取ったガス発生器のうちその全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にしたものの総重量の当該ガス発生器の総重量に対する割合が百分の八十五以上であること。

（自動車製造業者等のフロン類の破壊義務等）  
 第二十六条 自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、フロン類を引き取つたときは、遅滞なく、当該フロン類の破壊をフロン回収破壊法第二十六条第二号に規定するフロン類破壊業者（次項において単に「フロン類破壊業者」という。）に委託しなければならぬ。ただし、第百六条第一号に規定する特定自動車製造業者等が指定再資源化機関に委託するときは、この限りでない。  
 2 自動車製造業者等又は指定再資源化機関（これらの者の委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。）は、フロン類をフロン類破壊業者に引き渡すときは、第十三条第二項の主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従い、当該フロン類を運搬しなければならない。  
 3 主務大臣は、自動車製造業者等（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。以下この条において同じ。）が第十三条第二項の主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。  
 4 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（帳簿の備付け等）  
 第二十七条 自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、帳簿（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するものを含む。以下同じ。）を備え、特定再資源化等物品の再資源化等に関する記録し、これを保存しなければならない。

（帳簿の備付け）	
第二十七条 自動車製造業者等は、法第三十一条に閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。	第二十八条 法第二十七条第一項の主務省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる特定再資源化等物品の区分及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
イ 当該再資源化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日	再資源化の必要となつた年月日
ロ 引き取つた自動車破砕残さの総重量及び当該自動車破砕残さに係る使用済自動車の数	破砕残さの総重量及び当該自動車破砕残さの総重量及び当該自動車破砕残さの総重量
ハ 法第三十一条第一項の認定を受けたその全部再資源化の実施を委託した解体された自動車破砕残さの総重量及び当該解体された自動車破砕残さに係る再資源化の施設のうち当該基準適合施設に投入される自動車破砕残さの総重量	再資源化の施設のうち当該基準適合施設に投入される自動車破砕残さの総重量
ヘ 法第三十一条第一項の認定を受けたその全部再資源化の施設に投入される自動車破砕残さの総重量	再資源化の施設に投入される自動車破砕残さの総重量



		フロン類	
		再資源化等契約を締結しない場合	再資源化等契約を締結する場合
<p>一 当該再資源化等契約に ついての次に掲げる事項 を要した年月日</p> <p>イ 再資源化等契約を締結 した年月日</p> <p>ロ 再資源化等契約により 委託された破損に必要な 行為を行ったフロン類の 総額</p>	<p>一 当該再資源化等契約に ついての次に掲げる事項 を要した年月日</p> <p>イ 再資源化等契約を締結 した年月日</p> <p>ロ 再資源化等契約により 委託された破損に必要な 行為を行ったフロン類の 総額</p>	<p>一 当該破損に必要な行為に ついての次に掲げる事項 を開始した年月日及び終了 した年月日</p> <p>イ 破損に必要な行為を開 始した年月日及び終了し た年月日</p> <p>ロ 引き取ったフロン類の 種類ごとの量及び当該フ ロン類に係る使用済自動 車の台数</p> <p>二 当該破損に必要な行為の 全部又は一部について他 者との実施の契約を締結 する場合には、当該契約に ついての次に掲げる事項</p> <p>イ 契約により委託された 破損に必要な行為 の契約により委託を受け た者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあって は、その代表者の氏名</p> <p>ハ 契約を締結した年月日</p> <p>ニ 契約により委託された 破損に必要な行為を開始 した年月日及び終了した 年月日</p> <p>三 当該破損に必要な行為の 収支状況についての次に掲 げる事項</p> <p>イ 資金管理法から払渡 しを受けたフロン類に係 る再資源化等預託金の額</p> <p>ロ 当該行為に要した費用 の総額</p>	<p>一 当該再資源化等契約に ついての次に掲げる事項</p> <p>イ 再資源化等契約を締結 した年月日</p> <p>ロ 再資源化等契約により 委託された再資源化に必 要な行為を行ったガス発 生器の総重量及び個数並 びに当該ガス発生器に係 る使用済自動車の台数</p> <p>ハ 再資源化等契約に係る 委託料金の支払期限及び これを支払った年月日</p> <p>ニ 当該再資源化に必要な行 為の収支状況についての次 に掲げる事項</p> <p>イ 資金管理法から払渡 しを受けたガス発生器に 係る再資源化等預託金の 額の総額</p> <p>ロ 当該行為に要した費用 の総額</p> <p>三 当該再資源化に必要な行 為の収支状況についての次 に掲げる事項</p> <p>イ 資金管理法から払渡 しを受けたガス発生器に 係る再資源化等預託金の 額の総額</p> <p>ロ 当該行為に要した費用 の総額</p> <p>ハ 契約を締結した年月日</p> <p>ニ 契約により委託された 再資源化に必要な行為を 開始した年月日及び終了 した年月日</p> <p>三 当該再資源化に必要な行 為の収支状況についての次 に掲げる事項</p> <p>イ 資金管理法から払渡 しを受けたガス発生器に 係る再資源化等預託金の 額の総額</p> <p>ロ 当該行為に要した費用 の総額</p> <p>四 契約により委託を受け た者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあって は、その代表者の氏名</p>



2 自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、特定再資源化等物品の再資源化等の状況を公表しなければならない。

第二十八条 自動車製造業者等は、特定再資源化物品の再資源化を行おうとするとき（他の者に委託して再資源化を行おうとするときを含む。）は、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、第六十一条第一号に規定する特定自動車製造業者等が指定再資源化機関に委託して再資源化を行おうとするときは、この限りでない。

一 当該再資源化に必要な行為を実施する者が主務省令で定める基準に適合すること。

再資源化等契約を締結する場合	
種類ごとの量及び当該自動車の台数	八 再資源化等契約に係る委託料金の支払期限及びこれを支払った年月日
二 当該破損に必要な行為の収支状況について、次に掲げる事項	イ 資金管理人から払渡した金額
イ 再資源化等預託金の額	ロ 当該行為に要した費用の総額

第二十九条 自動車製造業者等は、毎年度、次に掲げる事項を当該年度終了後三月以内に、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

一 法第二十五条第二項に規定する再資源化を実施すべき量に関する基準の遵守状況その他の当該年度における特定再資源化等物品ごとの再資源化等の状況

二 当該年度における特定再資源化等物品ごとの資金管理人から払渡しを受けた再資源化等預託金の総額並びに再資源化等及び法第三十一条第一項の認定を受けて行う解体自動車の全部再資源化に必要な行為に要した費用の総額

第三十条 法第二十八条第一号の業務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところとする。

一 自動車製造業者等が再資源化に必要な行為を自ら実施する場合、自ら実施する者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行がなくなった日から五年を経過しない者

ハ 法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号。第二百四十二条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑

に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 廃棄物処理法第七条の四若しくは第十四条の三の二（廃棄物処理法第十四条の六において読み替へて準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合において、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、法人に對し業務を執行する社員、取締役に執行役又はこれらに準ずる者と同等的以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条及び第十三条第一項第二号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ホ 当該再資源化に必要な行為の実施に關し不正又は不誠実な行為を為すおそれがあると認めると足りる相当の理由がある者

ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ト 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの

チ 法人でその役員又はその使用人（次に掲げるものの代表者であるものに限る。又及び第三十三条第一項第四号において同じ。）のうちイからへまでのいずれかに該当する者のあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) (1)に規定する本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の運搬又は処分（再生を含む。）の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

又 個人でその使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 自動車製造業者等が指定再資源化機関以外の者に委託して再資源化に必要な行為を実施する場合、当該指定再資源化機関以外の者が次のいずれにも該当するものであること。

イ 受託業務を遂行するに足りる人員及び財政的基礎を有すること。

ロ 前号イ、ロ及びホから又までのいずれにも該当しないものであること。

ハ 法、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律百三十六号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律百三十八号）、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制

二 前号に規定する者が主務省令で定める基準に適合する施設を有すること。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 当該認定に係る再資源化に必要な行為を実施する者
  - 三 当該認定に係る再資源化に必要な行為の用に供する施設
- 3 主務大臣は、第一項の認定の申請に係る再資源化が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

に関する法律（平成四年法律第百八号）（ダイオキシン類対策特別措置法）（平成十一年法律第百五号）（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）（平成十三年法律第六十五号）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第三十一条第七項を除く。）に違反し、又は刑法第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わらざり、又は執行を受けることなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

二 法第六十六条（法第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）（廃棄物処理法第七條の四若しくは第十四條の三の二）（廃棄物処理法第十四條の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日以前六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）でないこと。

ホ 当該再資源化に必要な行為を自ら実施する者であること。

（再資源化に必要な行為を実施する者の有する施設の基準）

第三十一条 法第二十八条第一項第二号の主務省令で定める基準は、当該施設が廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設（以下単に「産業廃棄物処理施設」といふ。）である場合には、同項又は廃棄物処理法第十五條の二の第一項の規定による許可を受けている施設であることとする。

（再資源化の認定）

第三十二条 法第二十八条第一項の認定を受けようとする自動車製造業者等は、当該認定を受けて再資源化を行おうとする日前二月前までに同条第二項に規定する申請書及び書類を主務大臣に提出しなければならない。ただし、主務大臣が正当な理由があると認めるときは、その提出の期限を経過した後であつても、当該申請書及び書類を提出することができる。

（再資源化の認定に係る提出書類）

- 第三十三条 法第二十八条第二項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。
- 一 再資源化に必要な行為を実施する者（以下この条において「実施者」といふ。）が第三十条第一号又は第二号（イ）及びホに係る部分を除く。）に規定する基準に適合する旨を記載した書類
  - 二 実施者が法人である場合においてはその役員の名及び住所を記載した書類
  - 三 実施者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類
  - 四 実施者に使用人がある場合においてはその者の氏名及び住所を記載した書類

<p>第三十一条 自動車製造業者等は、解体自動車又は破砕業者に委託して、解体自動車の一部再資源化（再資源化のうち、解体業者が第十六条第二項の主務省令</p>	<p>（認定の取消し） 第三十条 主務大臣は、第二十八条第一項の認定に係る再資源化が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p>	<p>（変更の認定） 第二十九条 前条第一項の認定を受けた自動車製造業者等は、同条第二項第二号又は第三号に掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。</p>	
--	--	---	--

<p>（解体自動車の全部再資源化の実施の委託に係る認定） 第三十一条 法第三十一条第一項の主務省令で定める事業は、解体自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する事業とする。 第三十七条 法第三十一条第一項の認定を</p>		<p>（変更の認定） 第三十四条 第三十二条の規定は、法第二十九条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、同条第二項とあるのは、「法第二十九条第二項において準用する法第二十八条第二項」と読み替えるものとする。 第三十五条 法第二十九条第二項において準用する法第二十八条第二項の主務省令で定める書類は、第三十三条第一項各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限り。）とする。</p>	<p>五 実施者が未成年者である場合において、その法定代理人の氏名及び住所を記載した書類 六 指定再資源化機関以外の者に委託して再資源化を行うおとす場合において、次に掲げる書類 イ 実施者が個人である場合において、住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し。以下同じ。） ロ 実施者が法人である場合において、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本 ハ 実施者が受託業務を遂行するに足る財政的基礎を有することを証する書類 ニ 再資源化に必要な行為に関する方法、設備、工程その他の内容を記載した書類 七 再資源化に必要な行為の用に供する施設が産業廃棄物処理施設である場合において、当該施設に係る廃棄物処理法第十五条第一項又は第十五条第二項の第一項の規定による許可を受けていることを証する書類並びに当該施設の使用開始予定年月日、当該施設において取り扱う特定再資源化物品及び当該施設が一年間に再資源化に必要な行為を実施することのできる特定再資源化物品の最大数量を記載した書類 八 実施者が法第二十八条第二項第三号に規定する施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類 2 主務大臣は、実施者が法第六十条第一項若しくは第六十七条第一項若しくは第七十条第一項又は廃棄物処理法第十四条第一項若しくは第六項若しくは第十四条第二項第一項の規定による許可（平成二十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないものに限る。）を受けている場合において、前項の規定にかかわらず、同項第二号から第五号まで及び第六号イからハまでに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該実施者が当該許可を受けていることを証する書類を提出させることができる。</p>
--	--	--	---

で定める再資源化に関する基準に従つて再資源化を行った後の解体自動車、解体自動車全部利用者（当該解体自動車とその原材料として利用する事業として主務省令で定めるものを国内において行う者に限る。）がその原材料として利用することができる状態にするものをいう。以下同じ。）を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、主務大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該全部再資源化が、解体自動車を破砕して行う再資源化に比して著しく廃棄物の減量及び資源の有効な利用に資するものであること。
- 二 委託を受ける解体業者又は破砕業者が当該全部再資源化を適正かつ円滑に行うことができる技術的能力を有するものであること。

2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 全部再資源化の委託を受ける解体業者又は破砕業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 解体自動車全部利用者の氏名又は名称
- 四 全部再資源化の方法及びこれにより発生が抑制される自動車破砕残さの量

3 主務大臣は、第一項の認定の申請に係る全部再資源化が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨及びその内容を資金管理人に通知するものとする。

（変更の認定）  
第三十二条 前条第一項の認定を受けた自動車製造業者等は、同条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）  
第三十三条 主務大臣は、第三十一条第一項の認定に係る全部再資源化が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

2 第三十一条第四項の規定は、前項の

受けようとする自動車製造業者等は、あらかじめ、同条第二項に規定する申請書及び書類を主務大臣に提出しなければならない。ただし、主務大臣が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

（全部再資源化の実施の委託に係る認定に係る提出書類）  
第三十八条 法第三十一条第二項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 認定を受けようとする自動車製造業者等が個人である場合においては、住民票の写し
- 二 認定を受けようとする自動車製造業者等が法人である場合においては、登記簿の謄本
- 三 全部再資源化の委託を受ける解体業者又は破砕業者が法第六十条第一項又は第六十七条第一項の許可を受けていることを証する書類
- 四 全部再資源化の方法、設備、工程その他の内容を記載した書類

（認定を要しない軽微な変更）  
第三十九条 法第三十二条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 全部再資源化の委託を受ける解体業者又は破砕業者が法人であるときの、法人の代表者の氏名の変更
- 二 法第三十一条第二項第四号に掲げる事項の変更であつて、発生が抑制される自動車破砕残さの量を減少させないもの

（変更の認定）  
第四十条 第三十七条の規定は、法第三十二条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、「同条第二項」とあるのは、「法第三十二条第二項において準用する法第三十一条第二項」と読み替えるものとする。

第四十一条 法第三十二条第二項において準用する法第三十一条第二項の主務省令で定める書類は、第三十八条各号に掲げる書類当該変更に係るものに限る。

認定の取消しについて準用する。

(再資源化等に係る料金の公表等)

第三十四条 自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、自らが製造等をした自動車に係る次の各号に掲げる再資源化等について、これを販売する時まで、当該各号に定める料金を定め、これを公表しなければならない。

一 自動車破砕残さの再資源化 当該自動車に係る自動車破砕残さについて当該自動車製造業者等が行うその再資源化に必要な行為に関する料金

二 指定回収物品の再資源化 当該自動車に係る指定回収物品について当該自動車製造業者等が行うその再資源化に必要な行為(当該指定回収物品に係る指定回収料金の支払を含む。)

三 フロン類の破壊 当該自動車に搭載されている特定エアコンディショナーに充てんされているフロン類について当該自動車製造業者等が行うその破壊に必要な行為(当該フロン類に係るフロン類回収料金の支払を含む。)に関する料金

2 前項の規定により公表される料金は、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものでなく、かつ、当該適正な原価に著しく不足しないものでなければならない。

(再資源化等に係る料金に対する勧告等)

第三十五条 主務大臣は、自動車製造業者等が前条第一項の規定により公表した料金が特定再資源化等物品の再資源化等における適正な原価を著しく超えていると認めるとき、又は当該適正な原価に著しく不足していると認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、期限を定めて、その公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができ、更に主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなかつたときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとらべきことを命ずることが出来る。

(表示)  
第三十六条 自動車製造業者等は、自動車を販売する時までに、主務省令で定めるところにより、これに当該自動車の製造等をした者の名称その他の主務省令で定める事項を表示しなければならない。

(指導及び助言)

第三十七条 主務大臣は、自動車製造業者等に対し、第二十一条の規定による特定再資源化等物品の引取り又は第二十五条若しくは第二十六条第一項の規定による特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為の実施を確保するた取り又は再資源化等に必要となる行為の実施に関する必要な指導及び助言を行うことができる。

(再資源化等に係る料金の公表の方法)  
第四十二条 第二十條の規定は、法第三十條第一項の規定による公表について準用する。

(表示)  
第四十三条 法第三十六条の規定による表示は、自動車製造業者等の名称を視認でき、かつ、容易に消えないものとする。

第三十八条 主務大臣は、正当な理由がなく前条に規定する引取り又は再資源化等に必要ない行為をしない自動車製造業者等があるときは、当該自動車製造業者等に対し、当該引取り又は再資源化等に必要ない行為をすべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十九条 自動車製造業者等は、指定引取場所の設置に当たっては、地理的条件、交通事情、自らが製造等をした自動車の使用の本拠の分布の状態その他の条件を勘案して、特定再資源化等の再資源化等に必要ない行為の率的な実施及びフロンの回収業者、解体業者又は破砕業者による特定再資源化等物品の当該自動車製造業者等への円滑な引渡しを確保されるよう適正に配置しなければならない。

2 自動車製造業者等は、指定引取場所を指定したときは、当該指定引取場所の位置について、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第四十条 フロン類回収業者等による申出（及び破砕業者は、自動車製造業者等が指定引取場所を適正に配置していないことにより、当該自動車製造業者等が第二十一条の規定により引き取るべき特定再資源化等物品の当該自動車製造業者等への引渡しに著しい支障が生じ省令で定めるところにより、主務大臣に對し、その旨を申し出ることができ

第四十一条 主務大臣は、前条の規定による申出があつた場合において、同条に規定する支障の発生を回避することにより特定再資源化等物品の適正な引渡しを確保するため必要があることを認めるときは、当該申出に係る自動車製造業者等に対し、当該申出をしたフロンの回収業者、解体業者又は破砕業者による特定再資源化等物品の当該自動車製造業者等への円滑な引渡しを確保するために必要な指定引取場所を設

第四十二条 指定引取場所の公表の方法は、第九十四条第二項の規定による公表について準用する。

第四十五条 フロン類回収業者等による申出の方法（及び破砕業者は、法第四十条の規定による申出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申出書を主務大臣に提出しなければならない。）

- 一 申請者の氏名又は名称、登録番号又は許可番号並びに当該申出に係る事業所の名称及び所在地
- 二 当該自動車製造業者等の氏名又は名称及び当該申出に係る指定引取場所の所在地
- 三 当該事態が生じるおそれがあると認める相当の理由

第三章 登録及び許可

第一節 引取業者の登録

(引取業者の登録)

第四十二条 引取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第三章 登録及び許可

第一節 引取業者の登録

(引取業者の登録の申請)

第四十六条 引取業登録申請者は、様式第一による申請書に当該引取業登録申請者が法第四十五条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一 引取業登録申請者が個人である場合において、住民票の写し

二 引取業登録申請者が法人である場合においては、登記簿の謄本

三 引取業登録申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し

四 引取業登録申請者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロント類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類

(登録の申請)

第四十三条 前条第一項の登録を受けようとする者(以下「引取業登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)以下この節及び次節において同じ。)の氏名

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

五 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロント類が含まれているかどうかを確認する体制

六 その他主務省令で定める事項

2 前項の申請書には、引取業登録申請者が法第四十五条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第四十四条 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を引取業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該引取業登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第四十五条 都道府県知事は、引取業登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、申請書に記載された第四十三条第一項第五号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロント類の適正

(引取業者の登録の基準)

第四十七条 法第四十五条第一項の主務省令で定める基準は、申請に係る事業所ごとに、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロント類が含まれているかどうかを確認するた



かつ、確実な回収の実施の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十号。以下「廃棄物処理法」という。）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わったり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 第五十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者

四 引取業者で法人であるものが第五十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日から三十日以内、その引取業者の役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの

五 第五十一条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 引取業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人でその役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該引取業者登録申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第四十六条 引取業者は、第四十三条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けるときは、当該届出に係る事項が前条第一項第六号若しくは第七号に該当する場合又は同項の主務省令で定める基準に適合しなくなつた場合を除き、その届出があつた事項のうち第四十四条第一項第一号に掲げる事項を引取業者登録簿に登録しなければならない。

3 第四十三条第二項の規定は第一項の規定による届出について、第四十四条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

（引取業者登録簿の閲覧）

第四十七条 都道府県知事は、引取業者

こと又は使用済自動車に搭載されているエアコンデイスヨナーの構造に十分な見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンデイスヨナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有することとする。

（引取業者の変更の届出）

第四十八条 法第四十六条第一項の規定により変更の届出をしようとする引取業者は、様式第二二による届出書に当該引取業者が法第四十五条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面及び次に掲げる書類（その届出に係る変更後の書類をいう。）を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一 引取業者が個人であり、かつ、法第四十三条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、住民票の写し

二 引取業者が法人であり、かつ、法第四十三条第一項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたとき、登記簿の謄本

三 引取業者が未成年者であり、かつ、法第四十三条第一項第四号に掲げる事項に変更があつたとき、その法定代理人の住民票の写し

四 法第四十三条第一項第五号に掲げる事項に変更があつたとき、第四十六条第四号に掲げる書類

規定せず。

登録簿を一般の閲覧に供しななければならない。

(廃業等の届出)

第四十八条 引取業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- 三 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人
- 五 その登録に係る引取業を廃止した場合 引取業者であった個人又は引取業者であった法人を代表する役員

2 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第四十九条 都道府県知事は、第四十二条第二項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第五十一条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該引取業者の登録を抹消しなければならない。

(標識の掲示)

第五十条 引取業者は、主務省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(登録の取消し等)

第五十一条 都道府県知事は、引取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第四十二条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む。)を受けたとき。
- 二 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制が第四十五条第一項の主務省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
- 三 第四十五条第一項第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号のいずれかに該当することとなつたとき。
- 四 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2 第四十五条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(主務省令への委任)  
第五十二条 この節に定めるもののほか、引取業者の登録に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(引取業者の標識の掲示)

第四十九条 法第五十条の規定により引取業者が掲げる標識は、縦及び横それぞれ二十センチメートル以上の大きさであつて、引取業者であることを示すものとする。

2 法第五十条の主務省令で定める事項は、

- 一 次のとおりとする。
- 二 引取業者の氏名又は名称  
引取業者の登録番号

第二節 フロン類回収業者の登録

第五十三条 フロン類回収業者を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければならない。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第二節 フロン類回収業者の登録

（登録の申請）

第五十四条 前条第一項の登録を受けようとする者（以下「フロン類回収業者登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 法人である場合においては、その役員の名

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

五 回収しようとするフロン類の種類

六 使用済自動車に搭載されている特定エアコンデイスイッチャーからのフロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力

七 その他主務省令で定める事項

2 前項の申請書には、フロン類回収業者登録申請者が第五十六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（フロン類回収業者の登録の申請）

第五十条 フロン類回収業者登録申請者は、様式第三による申請書に当該フロン類回収業者登録申請者が第五十六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一 フロン類回収業者登録申請者が個人である場合においては、住民票の写し

二 フロン類回収業者登録申請者が法人である場合においては、登記簿の謄本

三 フロン類回収業者登録申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し

四 フロン類回収業者登録申請者がフロン類の回収の用に供する設備（以下「フロン類回収設備」という。）の所有権を有すること（フロン類回収業者登録申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

五 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

2 第五十四条第一項第七号の主務省令で定める事項は、フロン類回収設備の数とする。

（登録の実施）

第五十五条 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項をフロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項第一号から第五号までに掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該フロン類回収業者登録申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第五十六条 都道府県知事は、フロン類回収業者登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、申請書に記載された第五十四条第一項第六号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特

（フロン類回収業者の登録の基準）

第五十一条 法第五十六条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 使用済自動車の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用でき

定エアコンディショナーからのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足るものとして主務省令で定める基準に適合しないとき、又は申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならぬ。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分を違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わつた日から二年を経過しない者

三 第五十八条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者

四 フロン類回収業者で法人であるものが第五十八条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内に、そのフロン類回収業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

五 第五十八条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の間が経過しない者

六 フロン類回収業に関し成年者と同様の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人でその役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

二 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該フロン類回収業登録申請者に通知しなければならぬ。

第五十七条 フロン類回収業者は、第五十四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

二 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けるときは、当該届出に係る事項が前条第一項第六号若しくは第七号に該当する場合又は同項の主務省令で定める基準に適合しなくなつた場合を除き、その届出があつた事項のうち第五十五条第一項第一号に掲げる事項をフロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。

三 第五十四条第二項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

二 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。

(フロン類回収業者の軽微な変更)

第五十二条 法第五十七条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、法第五十四条第一項第六号に掲げるフロン類回収設備の能力又は同項第七号に掲げる事項の変更であつて、同項第五号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。

(フロン類回収業者の変更の届出)

第五十三条 法第五十七条第一項の規定により変更の届出をしようとするフロン類回収業者は、様式第四による届出書に当該フロン類回収業者が法第五十六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面及び次に掲げる書類(その届出に係る変更後の書類をいう。)を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一 フロン類回収業者が個人であり、かつ、法第五十四条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたとき 住民票の写し

二 フロン類回収業者が法人であり、かつ、法第五十四条第一項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたとき 登記簿の謄本

三 フロン類回収業者が未成年者であり、かつ、法第五十四条第一項第四号に掲げる事項に変更があつたとき その法定代理人の住民票の写し

四 法第五十四条第一項第五号から第七号までに掲げる事項に変更(前条に定める軽微な変更を除く。)があつたとき 第五十条第一項第四号及び第五号に掲げる書類

第五十八條 都道府県知事は、フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第五十三條第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）を受けたとき。
- 二 使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備が第五十六條第一項の主務省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
- 三 第五十六條第一項第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号のいずれかに該当することとなつたとき。
- 四 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

2 第五十六條第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

（準用）  
第五十九條 第四十七條から第五十條まで及び第五十二條の規定は、フロン類回収業者について準用する。この場合において、第四十九條中「第四十二條第二項若しくは前条第二項」とあるのは、「第五十三條第二項若しくは第五十九條において準用する第四十八條第二項」と、「第五十一條第一項」とあるものは、「第五十八條第一項」と読み替へるものとする。

第三節 解体業の許可

（解体業の許可）  
第六十條 解体業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（許可の申請）  
第六十一條 前条第一項の許可を受けようとする者（以下「解体業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 法人である場合においては、その

（許可の更新期間）  
第四條 法第六十條第二項及び第六十七條第二項の政令で定める期間は、五年とする。

（許可の申請者の使用人）

（準用）  
第五十四條 法第五十九條において準用する法第五十條の規定によりフロン類回収業者が掲げる標識は、縦及び横それぞれ二十センチメートル以上の大きさを示すものとする。

2 法第五十九條において準用する法第五十條の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 フロン類回収業者の氏名又は名称
- 二 フロン類回収業者の登録番号
- 三 フロン類回収業者の登録番号

第三節 解体業の許可

（解体業の許可の申請）  
第五十五條 解体業許可申請者は、様式第五による申請書に当該解体業許可申請者が法第六十二條第一項第二号イからエまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 解体業の用に供する施設（構替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと認められる者を含む。以下この章において同じ。）の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所  
四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所  
五 事業の用に供する施設の概要  
六 その他主務省令で定める事項  
七 前項の申請書には、解体業許可申請者が次条第一項第二号イから又までのいずれにも該当しないことを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

第五条 法第六十一条第一項第三号、第六十二条第一項第二号チ及び又並びに第六十八条第一項第四号の政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。  
一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）  
二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

付近の見取図  
二 解体業許可申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（解体業許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類  
三 事業計画書  
四 収支見積書  
五 解体業許可申請者が個人である場合において、住民票の写し及び登記事項証明書（後見登記等に關する法律（平成十一年法律百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）  
六 解体業許可申請者が法人である場合において、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本  
七 解体業許可申請者が法人である場合において、その役員が法人である場合及び登記事項証明書  
八 解体業許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしていない者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしていない者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本  
九 解体業許可申請者に令第五条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し及び登記事項証明書

十 解体業許可申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書  
都道府県知事は、解体業許可申請者が法第六十条第一項若しくは第六十七条第一項若しくは第七十条第一項又は廃棄物処理法第十四条第一項若しくは第六項若しくは平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項若しくは第六十条第二項（第六十三条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「廃棄物処理規則」という。）第九条の二第三項（廃棄物処理規則第十条の九第二項において準用する場合を含む。）若しくは第十条の四第三項（廃棄物処理規則第十条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定により別記した許可に係る許可証を提出している場合を除く。）に限る。）を受けている場合において、前項の規定にかかわらず、同項第五号及び第七号から第十号までの掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。ただし、解体業の許可の更新の申請の場合においては、この限りでない。

三 解体業を行おうとする事業所以外の  
二 他に法第六十条第一項若しくは第六十七条第一項又は廃棄物処理法第十四条第一項若しくは第六項の規定による許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る許可番号（許可を申請している場合にあつては、申請年月日）  
四 法第六十一条第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 第五十七号第二号イに規定する標準作業書（第五十七号第一号において「標準作業書」という。）の記載事項

一 解体業の許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、同項第一号及び第二号に掲げる書類の添付を要しないものとする。  
二 法第六十一条第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 第五十七号第二号イに規定する標準作業書（第五十七号第一号において「標準作業書」という。）の記載事項

第六十二条 都道府県知事は、第六十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その事業の用に供する施設及び解体業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わつた日から五年を経過しない者

- ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十一条第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十二条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わつた日から五年を経過しない者
  - ニ 第六十六条（第七十二条において読み替へて準用する場合を含む。）は第十四条の三の二（廃棄物処理法第十四条の六において読み替へて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日）前六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。）
- ホ その業務に関し不正又は不誠実

- 第六十条 法第六十二条第一項第二号ハの政令で定める法令は、次のとおりとする。
  - 一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）
  - 二 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）
  - 三 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）
  - 四 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第九十八号）
  - 五 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）
  - 六 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）
  - 七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八十号）
  - 八 ダイオキシンの類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）
  - 九 ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）

- 四 解体業許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額をしていいる者があるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所
  - 五 解体業許可申請者が個人である場合において、令第五条に規定する使用人があるときは、その者の氏名及び住所
- （解体業の許可証）
- 第五十六条 都道府県知事は、第六十条第一項の規定により解体業の許可をしたときは、様式第六による許可証を交付しなければならない。

- 第五十七条 法第六十二条第一項第一号とする。
  - 一 施設に係る基準
    - イ 使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所（以下「解体作業場」という。）以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあつては、みだりに人が立ち入るのを防止することができ、圍いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。
    - ロ 解体作業場以外の場所である使用済自動車等を保管する場合にあつては、当該場所がイに掲げるもののほか次に掲げる要件を満たすものであること。
      - （1）ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかなる場合は、この限りでない。
      - （2）廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等の効果を得る措置が講じられていること。
      - （3）廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれを接続している排水溝が設けられていること。
  - ハ 解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油（自動車の燃料に限る。）を回収する場合にあつては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。
    - （1）（と） 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を得る措置が講じられていること。
    - （2） 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれを接続している排水溝が設けられていること。
- 二 次に掲げる要件を満たす解体作業

な行為をするおそれがあることを認め、暴行をふるおそれがある者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）を有しない未成年者と同一の能力を有しないからへまでのいずれか、手 法人でその役員又は政令で定められた使用人のうちイからへまでのいずれかに該当する者があるもの、リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの、又 個人で政令で定める使用人のうちイからへまでのいずれかに該当する者があるもの、都道府県知事は、第六十条第一項の許可の申請があつた場合において、不許可の処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該解体許可申請者に通知しなければならない。

令第五条に規定。

令第五条に規定。

- イ 解体業務許可申請者の能力に係る基準
- ホ
- (1) 場を有すること。
    - (1) 燃料を除く。以下この(1)において同じ。）及び廃液を回収することのできる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかでない場合は、この限りでない。
    - (2) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同程度の効果を有する措置が講じられていること。
    - (3) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するため必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかでない場合は、この限りでない。
    - (4) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りでない。
  - (2) 解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するものがあるものを保管する場合は、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品から廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかでない場合は、この限りでない。
  - (3) 雨水等による廃油及び廃液の地下浸透を防止することその他これと同程度の効果を有する措置が講じられていること。
  - (4) 雨水等による廃油及び廃液の地下浸透を防止することその他これと同程度の効果を有する措置が講じられていること。
  - (5) 解体業務許可申請者の能力に係る基準を常備し、従事者に周知していること。
  - (6) 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法
  - (7) 解体業務許可申請者の能力に係る基準を常備し、従事者に周知していること。



第六十三条 解業者は、第六十一条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。  
第六十一条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(変更の届出)  
第六十四条 解業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合において、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。  
一 死亡した場合、その相続人  
二 法人が合併により消滅した場合  
三 法人を代表する役員であつた者  
四 法人が破産により解散した場合  
五 破産管財人  
六 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合、その清算人  
七 その許可に係る解業者を廃止した場合、解業者であつた個人又は解業者であつた法人を代表する役員

(8) 点検の方法  
(9) 火災予防上の措置  
口 事業計画書又は収支見積書から判断して、解業者を継続できないことが明らかでないこと。

第五十八条 法第六十三条第一項の規定による変更の届出をしようとする解業者は、様式第七による届出書に当該解業者が法第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類(その届出に係る変更後の書類をいう。)を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。  
一 解業者が個人であり、かつ、法第六十一条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、住民票の写し及び登記事項証明書  
二 解業者が法人であり、かつ、法第六十一条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本  
三 法第六十一条第一項第二号に掲げる事項に変更があつたとき、当該変更に係る事業所に関する第五十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類  
四 解業者が法人であり、かつ、法第六十一条第一項第三号に掲げる役員に関する事項に変更があつたとき、当該変更に係る者の住民票の写し及び登記事項証明書並びに登記簿の謄本  
五 解業者が法人であり、かつ、法第六十一条第一項第三号に掲げる使用人に関する事項に変更があつたとき、当該変更に係る者の住民票の写し及び登記事項証明書  
六 解業者が未成年者であり、かつ、法第六十一条第一項第四号に掲げる事項に変更があつたとき、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書  
七 法第六十一条第一項第五号に掲げる事項に変更があつたとき、当該変更に係る施設に関する第五十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類  
八 解業者が法人であり、かつ、第五十五条第四項第四号に掲げる事項に変更があつたとき、当該変更に係る者の有する株式の数又は当該変更に係る者のなした出資の金額を記載した書類並びに当該変更に係る者の住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本  
九 解業者が個人であり、かつ、第五十五条第四項第五号に掲げる事項に変更があつたとき、当該変更に係る者の住民票の写し及び登記事項証明書

(標識の掲示)  
第六十五条 解体業者は、主務省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(解体業者の標識の掲示)  
第五十九条 法第六十五条の規定により解体業者が掲げる標識は、縦及び横それぞれ二十センチメートル以上の大きさであつて、解体業者であることを示すものとする。  
2 法第六十五条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 解体業者の氏名又は名称  
二 解体業者の許可番号

(許可の取消し等)  
第六十六条 都道府県知事は、解体業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができ、  
一 この法律若しくはこの法律に基づき命令若しくは処分違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。  
二 不正の手段により第六十条第一項の許可(同条第二項の許可の更新を含む。)を受けたとき。  
三 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第六十二条第一項第一号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。  
四 第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。

第四節 破砕業の許可

第四節 破砕業の許可

(破砕業の許可)  
第六十七条 破砕業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。  
2 前項の許可は、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。  
3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。  
4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

令第四条に規定。

(許可の申請)  
第六十八条 前条第一項の許可を受けようとする者(以下「破砕業許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業の範囲
- 三 事業所の名称及び所在地
- 四 法人である場合においては、その役員の名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
- 五 未成年者である場合においては、

令第五条に規定。

(破砕業の許可の申請)  
第六十条 破砕業許可申請者は、様式第八による申請書に当該破砕業許可申請者が法第六十九条第一項第二号に掲げることを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。  
一 破砕業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図(当該施設が廃棄物処理法第十五条第一項又は第十五条の二の第一項の規定による許可を受けている施設である場合を除く。)

2  
その法定代理人の氏名及び住所  
六 事業の用に供する施設の概要  
七 その他主務省令で定める事項  
前項の申請書には、破砕業許可申請  
者が次条第一項第二号に適合すること  
を誓約する書面その他主務省令で定め  
る書類を添付しなければならない。

二 破砕業許可申請者が前号に掲げる施設  
の所有権を有しない（破砕業許可  
申請者が所有権を有すること）を証する  
書類  
三 事業計画書  
四 破砕業許可申請者が個人である場合  
において、住民票の写し及び登記事  
項証明書  
五 破砕業許可申請者が法人である場合  
においては、定款又は寄附行為及び登  
記簿の謄本  
六 破砕業許可申請者が法人である場合  
においては、その役員が法人である場合  
及び登記事項証明書  
七 破砕業許可申請者が法人である場合  
においては、発行済株式総数の百分の五  
以上の株式を有する株主又は出資の額  
の百分の五以上の額に相当する出資を  
している者があるときは、当該株主の  
有する株式の数又は当該出資をしてい  
る者のなした出資の金額を記載した書  
類並びにこれらの者の住民票の写し及  
び登記事項証明書又は登記簿の謄本  
九 破砕業許可申請者に令第五条に規定  
する使用人がある場合においては、そ  
の者の住民票の写し及び登記事項証明  
書  
十 破砕業許可申請者が未成年者である  
場合においては、その法定代理人の住  
民票の写し及び登記事項証明書  
2 都道府県知事は、破砕業許可申請者が  
法第六十条第一項若しくは第六十七  
条第一項若しくは第七十条第一項又は  
処理法第十四条第二項若しくは第六  
項若しくは第十四条第二項の規定によ  
る許可（平成十二年十月一日以降に受  
けた許可であつて、当該許可の日から  
五年を経過しないもの（第五十三條第  
二項若しくはこの項（第六十三條第三  
項）において読み替えて準用する場合を  
含む。）又は廃棄物処理規則第九條の二  
第三項（廃棄物処理規則第十條の二第  
三項）の四第三項（廃棄物処理規則第十  
條の四第三項）において準用する場合を  
含む。）の規定により別を受けた許可に  
係る許可証を提出して受けた許可を除く。）  
に限り、破砕業の許可の更新の申請の場  
合において、この限りでない。  
3 破砕業の許可の更新を申請する者は、  
第一項の規定にかかわらず、その内容に  
変更がない場合に限る。同項第一号及び  
第二号に掲げる書類の添付を要しないも  
のとする。  
4 法第六十八條第一項第七号の主務省令  
で定める事項は、次のとおりとする。  
一 第六十二條第二号イに規定する標準  
作業書の記載事項  
二 他に法第六十條第一項若しくは第六  
十七條第一項又は廃棄物処理法第十四  
條第一項若しくは第六項の規定による  
許可を受けている場合にあつては、当  
該許可に係る許可番号（許可を申請し  
ている場合にあつては、申請年月日）の  
三 破砕業を行おうとする事業所以外の  
場で解体自動車又は自動車破砕残さ  
の積替え又は保管を行う場合には、当  
該場所に関する次に掲げる事項  
イ 所在地  
ロ 面積  
ハ 保管量の上限  
四 破砕業の用に供する施設について廃  
棄物処理法第十五條第一項又は第十五  
條の二の五第一項の規定による許可を

第六十九條 都道府県知事は、第六十七條第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び破砕業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 破砕業許可申請者が第六十二條第一項第二号イから又までのいずれにも該当しないこと。

2 都道府県知事は、第六十七條第一項の許可の申請があつた場合において、許可の処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該破砕業許可申請者に通知しなければならない。

受けている場合にあつては、当該許可の年月日及び許可番号

五 破砕業許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資者として、その氏名又は名称及び住所

六 破砕業許可申請者が個人である場合において、令第五条に規定する使用人があるときは、その者の氏名及び住所

第六十一條 都道府県知事は、第六十七條第一項の規定により破砕業の許可をしたとき、又は法第七十條第一項の規定により事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第九による許可証を交付しなければならない。

第六十二條 法第六十九條第一項第一号(法第七十條第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

イ みだりに人が立ち入るのを防止することができ、かつ、範囲が明確な解体自動車保管する場所を有すること。

ロ 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によつて生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置が講じられた施設を有すること。

八 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、次のとおりであること。

(1) 解体自動車破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設である場合にあつては、産業廃棄物処理法第十五條第一項又は第十五條の二の第五項の規定による許可を受けなければならないこと。

(2) 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設以外の場合にあつては、流出し、並びに騒音及び振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。

二 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さを保管するに十分な容量を有する施設であつて、次に掲げる要件を満たすもの

(1) 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(2) 自動車破砕残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水がある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝(3)において「排水処理施設等」という)

(3) 雨水等による汚水の事業所から流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破砕残さに雨水等がからぬこととするための設備を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他排水等による汚水の事業所からの

(変更の許可)  
第七十条 破砕業者は、その事業の範囲を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。  
二 前条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

出が防止できる場合は、この限りでない。  
(4) 自動車破砕残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。  
二 破砕業許可申請者又は次条第一項に規定する変更申請者の能力に係る基準に次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。  
(1) 解体自動車の保管の方法  
(2) 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法  
(3) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法  
(4) 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）  
(5) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法  
(6) 解体自動車の運搬の方法  
(7) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法  
(8) 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法  
(9) 火災予防上の措置  
ロ 事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を継続できないことが明らかでないこと。

(変更の許可の申請)  
第六十三条 法第七十条第一項の規定により破砕業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする破砕業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した様式第十による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。  
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
二 許可の年月日及び許可番号  
三 変更の内容  
四 変更の理由  
五 変更に係る破砕業の用に供する施設の概要  
六 変更に係る破砕業の用に供する施設について廃棄物処理法第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可を受けている場合にあっては、当該許可の年月日及び許可番号  
七 法第六十八条第一項第四号及び第五号並びに第六十条第四項第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項  
八 前項の申請書には、当該変更申請者が法第六十二条第一項第二号イからヌまでがいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 変更に係る破砕業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図（当該施設が廃棄物処理法第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可を受けている施設である場合を除く。）  
二 変更申請者が前号に掲げる施設的所有権を有すること（変更申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類  
三 変更後の事業計画書  
四 変更後の収支見積書  
五 変更申請者が個人である場合においては、住民票の写し及び登記事項証明書  
六 変更申請者が法人である場合において



第七十二條（準用）  
 第六十四條から第六十六條までの規定は、破砕業者について準用する。この場合において、第六十六條第二項中「第六十條第一項の許可」とあるのは「第六十七條第一項の許可」とあり、第六十二條第一項中「第六十二條第一項第一号」とあるのは「第六十九條第一項第一号」と読み替えるものとする。

第六十五條（準用）  
 第七十二條において準用する法第六十五條の規定により破砕業者が掲げる標識は、縦及び横それぞれ二十センチメートル以上の大きさであつて、破砕業者であることを示すものとする。  
 2 破砕業者の氏名又は名称  
 1 破砕業者の氏名又は名称  
 2 破砕業者の氏名又は名称  
 3 破砕業者の許可番号

民票の写し及び登記事項証明書

<p>第七十三条（再資源化預託金等の預託義務）        自動車の所有者は、当該自動車に規定するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の所有者は、当該自動車（道路運送車両法第四条の規定による自動車登録ファイルへの登録をいう。以下同じ。）を受けるとき（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）にあつては当該自動車（同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定による自動車検査証の交付をいう。以下同じ。）を受けるとき、同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車（同法第九十七条の三第一項の規定による車両番号の指定をいう。以下同じ。）に係る再資源化等料（次の表の上欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該自動車に係る特定再資源化等物品を第二十一条の規定により引き取るべき自動車製造業者等が第三十四条第一項の規定により公表した同表の中欄に掲げる料金（当該自動車製造業者等が存しない場合又は当該自動車製造業者等が確認することと当該自動車製造業者等が存しない場合とがでない場合（次項各号において、製造業者不存在の場合）という。）にあつては、指定再資源化機関が第八十条第一項の規定により公表した同表の下欄に掲げる料金）をいう。第三項において同じ。）に相当する額の金銭を再資源化等預託金として資金管理人に対し預託しなければならない。</p>	<p>一 指定回収第三十四項第八十条第一項に定める料金を定める料金</p>	<p>二 指定回収第三十四項第八十条第一項及び第二項に定める料金を定める料金</p>	<p>三 特定エンジニア第三十四項第八十条第一項及び第二項に定める料金を定める料金</p>	<p>四 指定回収第三十四項第八十条第一項に定める料金を定める料金</p>	<p>2        自動車の所有者は、当該自動車に規定する最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付若しくは最初の自動車検査証の受けた後に、当該自動車に次の各号に掲げる物品を搭載した場合、当該自動車を使用済自動車として引取業者に引き渡すときまでに相当する額の金銭を当該自動車に係る再資源化等預託金として資金管理人に対し追加して預託金を</p>
---	---------------------------------------	--	---	---------------------------------------	--



一 託しなければならない。  
指定回収物品 当該自動車に係る第三十四条第一項第二号に定める料金は、製造業者不存在の場合にあつては、第八十条第一項第二号に定める料金を特記する。  
二 特定エアコンディショナー 当該自動車に係る第三十四条第一項第三号に定める料金（製造業者不存在の場合にあつては、第八十条第一項第三号に定める料金）  
三 自動車（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行の用に供しないことその他の理由により、自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付を要しない自動車に限る。以下この項において同じ。）の所有者は、当該自動車を使用済自動車として引取業者に引き渡すときまでに、当該自動車に係る再資源化等料金に相当する額の金銭を再資源化等預託金として資金管理法に對し預託しなければならない。

四 第一項又は前項の規定により再資源化等預託金を預託する自動車の所有者は、当該自動車に係る情報管理センター（以下この章、次章及び第六章第一節において単に「情報管理センター」という。）が、当該自動車を使用済自動車となつた場合において当該使用済自動車について行う同条の情報管理業務に關し、政令で定めるところにより主務大臣の認可を受けて定める額をい（以下同じ。）に相当する額の金銭を情報管理預託金として資金管理法に對し預託しなければならない。

五 情報管理センターは、前項の認可を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該情報管理料金を公表しなければならない。

六 資金管理法人は、第一項から第四項までの規定により預託をする者に対し、再資源化等預託金及び情報管理預託金（以下「再資源化預託金等」という。）の管理に關し、政令で定めるところにより主務大臣の認可を受けて定める料金を請求することができる。

七 資金管理法人は、前項の認可を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該料金を公表しなければならない。

第七十四条 自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付（当該自動車に對する前条第一項に規定する最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付に限る。）を受けようとする者は、国土交通大臣等（国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理

（情報管理料金の額の認可）  
第七条 情報管理センターは、法第七十三条第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可を受けようとする情報管理料金の額及び情報管理業務の実施に要する費用の額に關し主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。情報管理料金の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。  
二 主務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。  
一 情報管理料金の額が当該情報管理業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。  
二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（再資源化預託金等の管理に關する料金の額の認可）  
第八条 資金管理法人は、法第七十三条第六項の規定による認可を受けようとするときは、認可を受けようとする再資源化預託金等の管理に關する業務の再資源化預託金等の管理に關し主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。再資源化預託金等の管理に關する料金の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。  
二 主務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。  
一 再資源化預託金等の管理に關する料金の額が当該管理に關する業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。  
二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（情報管理業務の実施に要する費用の細目）  
第六十六条 令第七条第一項の主務省令で定める事項は、情報管理料金の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費及び情報管理料金の額の算出方法とする。

（情報管理料金の公表の方法）  
第六十七条 法第七十三条第五項の規定による公表は、時事に關する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（再資源化預託金等の管理に關する業務の実施に要する費用の細目）  
第六十八条 令第八条第一項の主務省令で定める事項は、再資源化預託金等の管理に關する料金の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費及び再資源化預託金等の管理に關する料金の額の算出方法とする。

（再資源化預託金等の管理に關する料金の公表の方法）  
第六十九条 第六十七条の規定は、法第七十三条第七項の規定による公表について準用する。

第七十四条 自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付（当該自動車に對する前条第一項に規定する最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付に限る。）を受けようとする者は、国土交通大臣等（国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理

部長若しくは運輸支局長又は軽自動車検査協会（道路運送車両法第五章の二協会のうち以下同じ。）をいう。以下同じ。）に對して、当該自動車の所有者が資金管理法人に對し当該自動車に係る再資源化預託金を預託したことを証する書面（以下「預託証明書」という。）を提示しなければならない。  
2 国土交通大臣等は、預託証明書の提示がないときは、前項の自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付をしないものとする。

（利息）  
第七十五条 資金管理法人は、主務省令で定めるところにより、再資源化預託金等に利息を付さなければならない。

（利息）  
第七十条 法第七十五条の規定により再資源化預託金等に付する利息の額は、当該再資源化預託金等（既に法第九十八条第三項の規定による認可を受けたものを除く。）について、法第七十六条第一項（

同条第三項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の第四項の請求、法第七十八条第一項の規定による取戻しの請求、法第九十一条の規定による請求、法第九十二条第一項の規定による認可の申請又は同条第三項の規定による認可の申請（以下この条において「請求等」という。）がされたときに、当該再資源化預託金等の額に對し当該再資源化預託金等が預託された日の属する年度の前年度までの期間に應じ、複利による計算をして得た元利合計額（その額を一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）から当該再資源化預託金等の額を減じて得た額とし、その利率は、次の各号に掲げる年度と区分に應じ、当該各号に定める率とする。  
一 法附則第一条第二号の政令で定める日（平成十七年一月一日）が属する年度に當り、当該年度において再資源化預託金を運用して得た利息その他の運用利益の総額を當該年度末における再資源化預託金等（法第九十八条第一項の再資源化預託金等）に對し、法第九十八条第一項の規定による認可又は同条第三項の規定による認可を除く。）の総額で除して得た率（当該率に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。  
二 法附則第一条第二号の政令で定める日（平成十七年一月一日）が属する年度の翌年度以降の年度に當り、当該年度において再資源化預託金を運用して得た利息その他の運用利益金の総額に對し、法第九十八条第一項の再資源化預託金等（法第九十八条第一項の再資源化預託金等）に對し、法第九十八条第一項の規定による認可又は同条第三項の規定による認可を除く。）の総額に對し、法第九十八条第一項の規定による認可又は同条第三項の規定による認可を除く。）の総額で除して得た率（当該率に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

イ 当該年度の前年度における運用利益の総額等から当該年度の前年度末における再資源化預託金等総額等に當り、当該年度の利率を乗じて得た額を減じて得た額  
ロ 当該年度に法第七十六条第一項、第四項若しくは第六項の規定による



解体自動車を引き渡したときは、主務省令で定めるところにより、第七十三條第一項から第三項までの規定により該預託された再資源化等預託金のうち当該解体自動車に係る第三十四條第一項について、資金管理人に相当するもの払渡しを請求することができる。この場合において、当該請求を行う自動車製造業者等は、資金管理人に対して、情報管理センターが第八十五條第三項の規定による請求を受けて交付する同条第一項に規定する書類等であつて委託解体業者等が解体自動車全部利用者に当該解体自動車を確実に引き渡したことを証する事項が記載され、又は記録されたものを提出しなければならぬ。

5 第二項の規定は、前項の規定による書類等の提出について準用する。

6 情報管理センターは、第八十一條第一項の規定による報告がされたときは、主務省令で定めるところにより、第七十三條第四項の規定により預託された情報管理預託金で当該報告がされた使用済自動車に係るものについて、資金管理人に対し、その払渡しを請求することができる。

(承継等)  
第七十七條 自動車の所有者について相統その他の一般承継があつたときは、当該所有者が預託した再資源化預託金等は、当該所有者の相続人その他の一般承継人が預託したものとみなす。

2 自動車の所有権の譲渡があつたときは、当該所有権を有する者が預託した再資源化預託金等は、当該所有権の譲受人が預託したものとみなす。

(再資源化預託金等の取戻し)  
第七十八條 再資源化預託金等が預託されてある自動車の所有者は、当該自動車等を輸出した場合その他当該再資源化預託金等を預託しておく必要がないものとして政令で定めるところにより、主務省令で定めるところにより、当該再資源化預託金等を取り戻すことができる。

2 前項の規定による取戻しの権利は、当該自動車等を輸出した日から二年を経過したとき(同項の政令で定めるところは、時効によつて消滅する)は、

託金の払渡しの請求について準用する。この場合において、第七十一條第一項第三号中「再資源化等預託金に係る特定再資源化等物品及び使用済自動車の車台番号」とあるのは、「再資源化等預託金に係る使用済自動車の車台番号」と読み替へるものとする。

(情報管理預託金の払渡しの請求)  
第七十五條 第七十一條の規定は、法第七十六條第六項の規定により情報管理センターが行う情報管理預託金の払渡しの請求について準用する。この場合において、第七十一條第一項第三号中「再資源化等預託金に係る特定再資源化等物品及び使用済自動車の車台番号」とあるのは、「情報管理預託金に係る使用済自動車の車台番号」と読み替へるものとする。

(再資源化預託金等の取戻し)  
第七十六條 再資源化預託金等が預託されている自動車の所有者は、法第七十八條第一項の規定により当該再資源化預託金等の取戻しをしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を資金管理人に提出しなければならない。

- 一 自動車の所有者の氏名又は名称及び住所
  - 二 振込金融機関又は郵便局の名称及び所在地並びに預金口座又は貯金口座の口座番号
  - 三 取戻しをしようとする再資源化預託金等に係る自動車の車台番号
  - 四 取戻しをしようとする再資源化預託金等の額(その利息の額を除く。)
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 当該自動車の輸出に係る保税地域(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)(第二十九條に規定する保税地域をいう。))の所在地を所轄する税関長から交付を受ける輸出の許可(同法第六十七條に規定する輸出の許可をいう。))があつたことを証する書類(当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る。)

- 二 当該自動車の船積があつた旨が記載された船荷証券(当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る。)(の写し)
- 三 当該自動車道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二條第五項に規定する運行の用に供しないこ

規定せず。

規定せず。

<p>第七十九條（主務省令への委任）  この章に定めるものほか、再資源化預託金等の預託、払渡し及び取戻しに關し必要な事項は、主務省令で定める。</p>	<p>3  第一項の規定により再資源化預託金を取り戻そうとする者は、政令で定めるところにより資金管理人が主務大臣の認可を受けて定めなければならない。手数料を納めなければならない。</p>
	<p>2  （再資源化預託金等の取戻しに係る手数料の認可）  第九條の資金管理人は、法第七十八條第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可を受けようとする手数料の額及び同條第一項の規定により取戻すことが出来る再資源化預託金等の払戻しに關する業務（次項第一号において「払戻業務」という。）の実施に要する費用の額に關し主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならぬ。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。  一 主務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。  一 手数料の額が当該払戻業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。  二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p>
	<p>（再資源化預託金等の取戻しに係る業務の実施に要する費用の細目）  第七十七條の令第九條第一項の主務省令で定める事項は、認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費及び認可を受けようとする手数料の額の算出方法とする。  とその他の理由により自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付を受けることを要しない自動車でない場合においては、同法第十五條第二項に規定する輸出抹消仮登録証明書は第六十九條の第四項に規定する輸出予定届出証明書の写し</p>

第八十条 (書面の交付) 引取業者は、使用済自動車を引き取るときは、主務省令で定めるところにより、当該使用済自動車の引取りを求めた者に対し、自己の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号(これに類するものとして主務省令で定めるものを含む。以下同じ。)その他の主務省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

2 引取業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該使用済自動車の引取りを求めた者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるところにより提供することができる。この場合において、当該引取業者は、当該書面を交付したものとみなす。

第八十一条 (移動報告) 引取業者は、使用済自動車を引き取ったときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期

第七十八条 (車台番号に類するもの) 法第八十条第一項の主務省令で定めるものは、車台番号が存しない使用済自動車について資金管理人の指定する識別番号とする。

第七十九条 (書面の記載事項) 法第八十条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 当該引取業者の氏名又は名称及び登録番号並びに当該使用済自動車を引き取る事業所の名称、所在地及び電話番号  
二 当該使用済自動車の車台番号  
三 当該使用済自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称  
四 当該使用済自動車を引き取った年月日  
五 当該使用済自動車に係る再資源化預託金等の額

第八十条 (書面の交付) 法第八十条第一項の規定による書面の交付は、次により行うものとする。  
一 使用済自動車一台ごとに交付すること。  
二 当該使用済自動車の引取り後遅滞なく交付すること。  
三 書面に記載された事項が前条各号に掲げる事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

第八十一条 (情報通信の技術を利用する方法) 法第八十条第二項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

第十條 (情報通信の技術を利用する方法に係る承諾等) 引取業者は、法第八十条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該使用済自動車の引取りを求めた者に対し、その用いる同項前段に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。法による承諾を得なければならぬ。この場合において、電磁的方法により電磁的方法から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該使用済自動車の引取りを求めた者に対し、法第八十条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該使用済自動車の引取りを求めた者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法  
2 前項各号に掲げる方法は、使用済自動車の引取りを求めた者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができないものでなければならない。  
第八十二条 法第八十条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次のとおりとする。  
一 前条第一項各号に掲げる方法のうち引取業者が使用するもの  
二 ファイルへの記録の方法

第八十三条 (引取業者の引取実施報告の報告事項) 法第八十一条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 当該使用済自動車に係る移動報告の

間内に、当該使用済自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

2 引取業者は、フロン類回収業者又は解体業者が当該使用済自動車を引き渡したとき（当該フロン類回収業者又は解体業者が当該使用済自動車を引き渡したことを当該使用済自動車運搬業者が行う運搬を他人に委託する場合に於ては、当該使用済自動車の運搬を受託した者に当該使用済自動車を引き渡したとき）は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定めるところに、当該使用済自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

3 フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取ったときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定めるところに、当該使用済自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

4 フロン類回収業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関にフロン類を引き渡したとき（当該自動車製造業者等又は指定再資源化機関に当該フロン類を引き渡すために行う運搬を他人

番号（以下「移動報告番号」という。）  
二 当該使用済自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称  
三 当該引取業者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車を引き取った事業所の名称及び所在地  
四 当該使用済自動車の道路運送車両法の規定による自動車登録番号若しくは車両番号又は預託証明書の番号が明らかである場合にあっては、そのいずれかの番号  
六 当該使用済自動車に特定エアコンディショナーが搭載されている場合にあっては、当該特定エアコンディショナーに充てんされているフロン類の種類  
2 法第八十一条第一項の規定による引取業者の情報管理センターへの報告は、報告しよとす事項が前項各号に掲げる事項と相違がないことを確認の上、行うものとする。  
3 法第八十一条第一項の主務省令で定める期間は、当該使用済自動車を引き取った日から三日とする。

第八十四条 法第八十一条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 当該移動報告番号  
二 当該引取業者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車を引き渡した事業所の名称及び所在地  
三 当該使用済自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地  
四 当該使用済自動車の車台番号  
五 フロン類回収業者又は解体業者に当該使用済自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該使用済自動車の運搬を受託した者の氏名又は名称及び一般廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物収集運搬業者の許可番号  
2 法第八十一条第二項の規定による引取業者の情報管理センターへの報告は、報告しよとす事項が前項各号に掲げる事項と相違がないことを確認の上、行うものとする。  
3 法第八十一条第二項の主務省令で定める期間は、当該使用済自動車を引き渡した日（当該使用済自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該使用済自動車の運搬を受託した者に当該使用済自動車を引き渡した日）から三日とする。

（フロン類回収業者の引取実施報告の報告事項）  
第八十五条 法第八十一条第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 当該移動報告番号  
二 当該使用済自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車の引取りを求めた事業所の名称及び所在地  
三 当該フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車を引き取った事業所の名称及び所在地  
四 当該使用済自動車の車台番号  
2 法第八十三条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第三項の規定によるフロン類回収業者の情報管理センターへの報告について準用する。

（フロン類回収業者のフロン類に係る引渡実施報告の報告事項）  
第八十六条 法第八十一条第四項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 当該移動報告番号

に委託する場合にあっては、当該フロン類の運搬を受託した者は、当該フロン類を引き渡したとき（は、主務省令で定める）に、当該フロン類の引渡しを受ける者の氏名又は名称、当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

5 フロン類回収業者は、主務省令で定める期間内に、当該期間内に回収して再利用をしたフロン類の量、当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

6 フロン類回収業者は、解体業者に使用済自動車を引き渡したとき（当該解体業者が行う運搬を他人に委託する場合一つにあっては、当該使用済自動車の運搬を受託した者に当該使用済自動車を引き渡したとき）は、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

7 解体業者は、使用済自動車又は解体済自動車を引き取ったときは、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車又は解体済自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該使用済自動車又は解体済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

二 当該フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに当該フロン類を引き渡した事業所の名称及び所在地  
三 氏名又は名称及び住所並びに当該フロン類の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地  
四 当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号  
五 当該フロン類の引渡しに使用するフロン類回収容器又はフロン類回収容器運搬用パレット（フロン類回収容器を収納して運搬するための器具をいう。）ごとに付された番号及び当該フロン類回収容器又はフロン類回収容器運搬用パレットにより運搬されるフロン類の種類  
二 第八十四条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第四項の規定によるフロン類回収業者の情報管理センターへの報告について準用する。この場合において、第八十四条第三項中、「使用済自動車」とあるのは、「フロン類」と読み替えるものとする。

第八十七条（フロン類回収業者の期間ごとの報告）  
一 次に掲げる事項を毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間（法附則第一条第二号の政令で定める日（平成十七年一月一日）の属する年度にあっては、平成十七年一月一日から平成十七年三月三十一日までの期間）について集計し、当該期間終了後一月以内に情報管理センターに報告しなければならない。  
二 当該期間内に自動車製造業者等又は指定再資源化機関に引き渡したフロン類の種類ごとの量  
三 当該期間終了の日において保管していたフロン類の種類ごとの量

第八十八条（フロン類回収業者の使用済自動車に係る引渡実施報告の報告事項）  
一 当該移動報告番号  
二 当該フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車を引き渡した事業所の名称及び所在地  
三 当該使用済自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地  
四 当該使用済自動車の車台番号  
五 解体業者が当該使用済自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該使用済自動車の運搬を受託した者の氏名又は名称及び一般廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物収集運搬業者の許可番号  
二 第八十四条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第六項の規定によるフロン類回収業者の情報管理センターへの報告について準用する。

第八十九条（解体業者の引取実施報告の報告事項）  
一 当該移動報告番号  
二 当該使用済自動車又は解体済自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車又は解体済自動車の引取りを求めた事業所の名称及び所在地  
三 当該解体業者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車又は解体済自動車を引き取った事業所の名称及び住所



8 解体業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関に指定回収物品を引き渡したとき（当該自動車製造業者等又は指定再資源化機関に当該指定回収物品を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあつては、当該指定回収物品の運搬を受託した者に当該指定回収物品を引き渡したとき）は、主務省令で定める期間内に、当該指定回収物品の引渡しを受ける者の氏名又は名称、当該指定回収物品に係る使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センタ－に報告しなければならない。

9 解体業者は、他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者に使用済自動車又は解体自動車を引き渡したとき（当該他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者に当該使用済自動車又は解体自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあつては、当該使用済自動車又は解体自動車を引き渡すために当該使用済自動車又は解体自動車を引き渡すこと）は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車又は解体自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称（当該解体自動車製造業者等が主務大臣の認定により受けて行う全部再資源化の委託に係るものである場合にあつては、その旨並びに当該自動車製造業者等及び当該解体自動車製造業者等の氏名又は名称）並びに当該解体自動車全部利用者の氏名又は名称（当該使用済自動車又は解体自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センタ－に報告しなければならない）。

2 四 当該使用済自動車又は解体自動車の車台番号  
五 当該使用済自動車の解体を自ら行わないときは、その旨  
二 法第八十一条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第七項の規定による解体業者の情報管理センタ－への報告について準用する。この場合において、第八十三条第三項中「使用済自動車」とあるのは、「使用済自動車又は解体自動車」と読み替えるものとする。

（解体業者のガス発生器に係る引渡実施報告の報告事項）  
第九十条 法第八十一条第八項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 当該移動報告番号  
二 当該解体業者の氏名又は名称及び住所並びに当該ガス発生器を引き渡した事業所の名称及び所在地  
三 当該ガス発生器の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該ガス発生器の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地  
四 当該ガス発生器に係る使用済自動車の車台番号  
五 自動車製造業者等又は指定再資源化機関に当該ガス発生器を引き渡すために「行う」運搬を他人に委託する場合にあつては、当該ガス発生器の運搬を受託した者の氏名又は名称及び一般廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物収集運搬業者の許可番号  
六 当該ガス発生器の引渡しに使用するガス発生器運搬用パレット（ガス発生器を収納して運搬するための器具をいう。）として付された番号  
二 法第八十四条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第八項の規定による解体業者の情報管理センタ－への報告について準用する。この場合において、第八十四条第三項中「使用済自動車」とあるのは、「ガス発生器」と読み替えるものとする。

第九十一条 法第八十一条第八項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 当該移動報告番号

二 当該解体業者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車又は解体自動車の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地（当該解体自動車製造業者等が主務大臣の認定により受けて行う全部再資源化の委託に係るものである場合にあつては、その旨、当該自動車製造業者等の氏名又は名称並びに当該解体業者の氏名又は名称及び住所並びに当該解体自動車の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地）  
四 当該使用済自動車又は解体自動車の車台番号  
五 他の解体業者又は破砕業者に当該使用済自動車又は解体自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあつては、当該使用済自動車又は解体自動車の運搬を受託した者の氏名又は名称及び一般廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物収集運搬業者の許可番号  
六 解体自動車全部利用者に当該解体自動車を引き渡す場合にあつては、当該解体自動車全部利用者の氏名又は名称及び住所並びに当該解体自動車の引渡しを受ける事業所の名称及び住所並びに当該解体自動車の引渡しを受ける事業所の名称及び住所

10 破砕業者は、主務省令で定めるところに  
たときは、主務省令で定めるところに  
よる、主務省令で定められた者の氏  
名又は名称、当該解体自動車台番  
号又は主務省令で定められた者の氏  
名又は名称、当該解体自動車台番  
号の管理センターに報告しなければなら  
ない。

11 破砕業者は、他の破砕業者又は解体  
自動車全部利用者に解体自動車を引き  
渡したとき（当該他の破砕業者又は解  
体自動車全部利用者に当該解体自動車  
を引き渡すために行う運搬を他人に委  
託する場合にあつては、当該解体自動  
車の運搬を受託した者に、当該解体自動  
車を引渡したとき）は、主務省令で定め  
る期間内に、当該解体自動車の引渡し  
を受ける者の氏名又は名称（当該解体  
自動車製造業者等が主務大臣の認定  
を受けて行う全部再資源化の委託に係  
るものである場合にあつては、その旨  
並びに当該自動車製造業者等及び当該  
解体自動車の引渡しを受ける解体自動  
車全部利用者の氏名又は名称）、当該解  
体自動車台番号その他の主務省令で  
定められた事項を情報管理センターに報  
告しなければならない。

12 破砕業者は、自動車製造業者等又は  
指定再資源化機関に自動車破砕残さを  
引き渡したとき（当該自動車製造業者  
等又は指定再資源化機関に当該自動車  
破砕残さを引き渡すために行う運搬を  
他人に委託する場合にあつては、当該  
自動車破砕残さを引渡した者に、当該  
主務省令で定めるところにより、）  
は、主務省令で定めるところにより、  
自動車破砕残さの引渡しを受ける者の氏  
名又は名称、当該自動車破砕残さに係

2 自動車の利用方法  
法第八十四条第二項及び第三項の規定は、  
者の情報管理センターへの報告について  
準用する。この場合において、第八十四  
条第三項中「使用済自動車」とあるのは  
「使用済自動車又は解体自動車」と読み  
替へるものとする。

2 破砕業者の引取実施報告の報告事項）  
第九十二条 法第八十一条第十項の主務省  
令で定められた事項は、次のとおりとする。  
一 当該移動報告番号  
二 当該解体自動車台番号及び住所並びに  
当該解体自動車の引取りを求めた者の  
氏名又は名称及び住所並びに当該解  
体自動車台番号及び住所  
三 当該破砕業者の氏名又は名称及び住  
所並びに当該解体自動車を引き取った  
事業所の名称及び所在地  
四 当該解体自動車台番号  
法第八十三条第二項及び第三項の規定は、  
法第八十一条第十項の規定による破砕業  
者の情報管理センターへの報告について  
準用する。この場合において、第八十三  
条第三項中「使用済自動車」とあるのは  
「解体自動車」と読み替へるものとする。

（破砕業者の解体自動車に係る引渡実施  
報告の報告事項）  
第九十三条 法第八十一条第十項の主務  
省令で定められた事項は、次のとおりとする。  
一 当該移動報告番号  
二 当該破砕業者の氏名又は名称及び住  
所並びに当該解体自動車を引き渡した  
事業所の名称及び所在地  
三 当該解体自動車台番号及び住所並びに  
当該解体自動車の引渡しを受ける者の  
氏名又は名称及び住所並びに当該解  
体自動車台番号及び住所並びに当該解  
体自動車製造業者等が主務大臣の認定を  
受けて行う全部再資源化の委託に係る  
場合にあつては、その旨、当該自動車  
製造業者等の氏名又は名称並びに当  
該解体自動車の引渡しを受ける解体自  
動車全部利用者の氏名又は名称及び住  
所並びに当該解体自動車台番号及び住  
所並びに当該解体自動車台番号  
四 当該解体自動車台番号  
五 他の破砕業者に当該解体自動車を引き  
渡すために行う運搬を他人に委託す  
る場合にあつては、当該解体自動車  
の運搬を受託した者の氏名又は名称及び  
一般廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄  
物収集運搬業者の許可番号  
六 解体自動車全部利用者に当該解体自  
動車を引き渡す場合にあつては、当該  
解体自動車全部利用者による当該解体  
自動車の利用方法  
法第八十四条第二項及び第三項の規定は、  
法第八十一条第十項の規定による破砕  
業者の情報管理センターへの報告につ  
いて準用する。この場合において、第八  
十条第三項中「使用済自動車」とある  
のは「解体自動車」と読み替へるもの  
とする。

（破砕業者の自動車破砕残さに係る引渡  
実施報告の報告事項）  
第九十四条 法第八十一条第十項の主務  
省令で定められた事項は、次のとおりとする。  
一 当該移動報告番号  
二 当該破砕業者の氏名又は名称及び住  
所並びに当該自動車破砕残さを引き渡  
した事業所の名称及び所在地  
三 当該自動車破砕残さの引渡しを受け  
る者の氏名又は名称及び住所並びに  
当該自動車破砕残さの引渡しを受ける事  
業所の名称及び所在地

使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

13 自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、特定再資源化等物品を引き取つたときは、主務省令で定めるところに該特定再資源化等物品の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該特定再資源化等物品に係る使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

(移動報告の方法)  
第八十二条 関連事業者、自動車製造業者等又は指定再資源化機関(以下この章において「関連事業者等」と総称する。)は、前条各項の規定による報告(以下「移動報告」と総称する。)について、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織(情報管理センターの使用に係る電子計算機と関連事業者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行わなければならない。  
2 前項の規定により行われた移動報告は、情報管理センターの使用に係る電子計算機に備えられたファイル(第八十九条第三項を除き、以下単に「ファイル」という。)に記録するものとし、ファイルへの記録がされた時に情報管理センターに到達したものとみなす。

3 関連事業者等は、情報管理センターに対し、政令で定めるところにより情報管理センターが主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を納め、その移動報告に係る書面に記載された事項をファイルに記録すべきことを求めるときは、第一項の規定にかかわらず、当該主務省令で定めるところにより行うことができない。

(書面の提出による移動報告のファイルへの記録に係る手数料の額の認可)  
第十一条 情報管理センターは、法第八十条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可を受けようとする手数料の額及び移動報告に係る書面に記載された事項をファイルに記録する業務(次項第一号において「ファイル記録業務」という。)の実施に要する費用の額に關し主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

四 当該自動車破砕残さに係る使用済自動車の車台番号  
五 当該自動車破砕残さの重量  
六 自動車製造業者等又は指定再資源化機関に当該自動車破砕残さを引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合搬を受託した者の氏名又は名称及び一般廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物収集運搬業者の許可番号  
七 当該自動車破砕残さの引渡しに使用する運搬車の道路運送車両法の規定による自動車登録番号その他の当該運搬車を識別できる表示  
2 第八十四条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第十二項の規定による破砕業者の情報管理センターへの報告について準用する。この場合において、第八十条第三項中「使用済自動車」とあるのは「自動車破砕残さ」と読み替えるものとする。

(自動車製造業者等又は指定再資源化機関の引取実施報告の報告事項)  
第九十五条 法第八十一条第十三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 当該移動報告番号  
二 当該特定再資源化等物品の引取りを求めた者の氏名又は名称及び住所並びに当該特定再資源化等物品の引取りを求めた事業所の名称及び所在地  
三 当該特定再資源化等物品の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該特定再資源化等物品の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地  
四 当該特定再資源化等物品に係る使用済自動車の車台番号  
2 第八十三条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第三項の規定による自動車製造業者等又は指定再資源化機関の情報管理センターへの報告について準用する。この場合において、第八十三条第三項中「使用済自動車」とあるのは「特定再資源化等物品」と読み替えるものとする。

(電子情報処理組織を使用して行う移動報告)  
第九十六条 関連事業者等は、移動報告に關しては、当該関連事業者等の使用に係る電子計算機であつて情報管理センターが定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。

(書面の提出による移動報告)  
第九十七条 関連事業者等は、法第八十二条第三項の規定により移動報告に係る書面に記載された事項をファイルに記録すべきことを求めるときは、情報管理センターが定めるところにより、法第八十一条各項の主務省令で定める事項を記載した書面を情報管理センターに提出しなければならない。  
9 移動報告に係る書面に記載された事項をファイルに記録する業務の実施に要す

4 情報管理センターは、前項の規定により移動報告が書面の提出により行われたときは、当該書面に記載された事項を、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

5 書面の提出により行われた移動報告について前項の規定によりファイルに記録された事項は、当該書面に記載された事項と同一であると推定する。

6 情報管理センターは、前項のファイルに記載された事項が同項の書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、直ちに当該ファイルに記載された事項を訂正しなければならない。

7 関連事業者等は、当該関連事業者等が行った移動報告に係る第五項のファイルに記載された事項が同項の書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、情報管理センターに対し、その旨を申し出ることができる。

（移動報告の方法の特例）  
 第八十三条 関連事業者等は、電気通信回線の故障の場合その他の電子情報処理組織を使用して移動報告を行うことができない場合として主務省令で定められる場合には、電子情報処理組織の使用に代えて、主務省令で定めるところにより、磁気ディスクの提出により移動報告を行うことができる。

2 情報管理センターは、前項の規定により移動報告が磁気ディスクの提出により行われたときは、当該磁気ディスクに記録された事項を、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

（ファイルの記録の保存）  
 第八十四条 情報管理センターは、移動報告により報告された情報に係るファイルの記録を、当該移動報告を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

（ファイルの閲覧の請求等）  
 第八十五条 関連事業者等は、主務省令で定めるところにより、情報管理センターに対し、ファイルに記載されている事項であつてその者が引き取った使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化等物品（以下この章において「使用済自動車等」と総称する。）に係るものについて、電子情報処理組織を使用して行う閲覧（以下「ファイルの閲覧」という。）又は当該事項を記載した書類若しくは当該事項を記録した磁気ディスク（以下「書類等」という。）の交付を請求することができる。

2 関連事業者等（引取業者を除く。）は、

- 2 手数料の額の変更の認可を受けようとするときは、同様とする。
- 1 認可を認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。
- 一 手数料の額が当該ファイル記録業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。
- 二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第九十八条 令第十一項の主務省令で定める事項は、認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費及び認可を受けようとする手数料の額の算出方法とする。

（ファイルへの記録方法）  
 第九十九条 法第八十二条第四項及び第八十三条第二項の規定によるファイルへの記録の方法は、電子計算機による操作によるものとし、文字の記号への変換の方法その他のファイルへの記録の方法については、情報管理センターが定める。

（移動報告の方法の特例）  
 第一百条 法第八十三条第一項の主務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により電子情報処理組織を使用して移動報告を行うことが著しく困難な場合において情報管理センターが認めたときとする。

（磁気ディスクの提出による移動報告）  
 第一百一条 関連事業者等は、法第八十三条第一項の規定により電子情報処理組織の使用に代えて磁気ディスクの提出により移動報告を行うときは、情報管理センターが定めるところにより、法第八十一条各項目の主務省令で定める事項を記録した磁気ディスクを情報管理センターに提出しなければならない。

規則第九十九条に規定。

（情報管理センターによるファイルの記録の保存期間）  
 第一百二条 法第八十四条の主務省令で定める期間は、五年とする。

（関連事業者等によるファイルの閲覧の請求等）  
 第一百三條 関連事業者等は、法第八十五条第一項から第三項までの規定によりファイルの閲覧又は書類等の交付を請求しようとするときは、情報管理センターが定めるところにより、次に掲げる事項を記載した請求書を情報管理センターに提出しなければならない。

一 関連事業者等の氏名又は名称及び住所

二 請求事項

2 関連事業者等は、前項の規定による請求書の提出に代えて、情報管理センターが定めるところにより、当該請求書に記載

使用済自動車等の引取りを求められたときは、情報管理センターに対し、ファイルに記録されている事項であつて当該引取りを求められた使用済自動車等に係るものについて、ファイルの閲覧又は書類等の交付を請求することができる。

3 第三十一条第一項の認定を受けた自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、情報管理センターに対し、ファイルに記録された事項であつて当該自動車製造業者等が当該認定を受けてその全部再資源化の実施を委託した解体自動車に係るものについて、ファイルの閲覧又は書類等の交付を請求することができる。

4 前三項の規定により書類等の交付を請求する者は、政令で定めるところにより情報管理センターが主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を情報管理センターに納めなければならない。

（情報管理センターが行う書類等の交付に係る手数料の認可）  
第十二条 情報管理センターは、法第五十四条の規定による認可を受けようとするときは、認可を受けようとする書類の額及び同条第一項から第三項までの規定による書類等の交付の業務（次項第一号において「書類等交付業務」という。）の実施に要する費用の額に關し主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。  
一 手数料の額が当該書類等交付業務の実施に要する費用を超えないこと。  
二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第八十六条 資金管理法人は、主務省令で定めるところにより、情報管理センターに対し、ファイルに記録されている事項について、ファイルの閲覧又は書類等の交付を請求することができる。

（照会の申出）  
第八十七条 使用済自動車を引取業者に引き渡した者は、ファイルに記録されている事項であつて当該使用済自動車に係るものについて、当該引取業者に對し、情報管理センターに照会すべきことを申し出ることができる。この場合において、当該引取業者は、正当な理由がある場合を除き、第八十五条第一項の規定により情報管理センターに對し、ファイルの閲覧又は書類等の交付を請求し、その者に回答しなければならない。

（都道府県知事への報告等）  
第八十八条 情報管理センターは、第八十一条第一項、第三項、第七項又は第十項の規定による報告（以下この条に

載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することができる。

（書類等の交付の実施に要する費用の細目）  
第四百四条 令第十二条第一項の主務省令で定める事項は、認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費及び認可を受けようとする手数料の額の算出方法とする。

（資金管理法人によるファイルの閲覧の請求等）  
第四百五条 資金管理法人は、法第八十六条の規定によりファイルの閲覧又は書類等の交付を請求しようとするときは、情報管理センターが定めるところにより、請求事項を記載した請求書を情報管理センターに提出しなければならない。

2 資金管理法人は、前項の規定による請求書の提出に代えて、情報管理センターが定めるところにより、請求事項を電子情報処理組織（資金管理法人の使用に係る電子計算機と情報管理センターの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用する方法により提供することができる。

（確認通知までの期間）  
第四百六条 法第八十八条第一項の主務省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄

2 情報管理センターは、第八十一項、第九十二項、第九十三項又は第九十四項の規定による報告（同条第九項又は第十項の規定による報告）以下この条において「引取後引渡実施報告」という。）を受けなければならない。遅滞なく、その旨を当該引取実施報告を行った者に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた者は、引渡しを受ける者又は当該通知を受けた者の委託を受けて使用済自動車等の運搬を行う者に対し、遅滞なく、当該使用済自動車等の引取り又は引渡しの状況を確認しなければならない。

4 情報管理センターは、第一項の通知を行った後主務省令で定める期間を経た後主務省令で定める期間内に、当該引取実施報告を行った者が行うべき同条第二項、第六項、第八項、第九項、第十一項又は第十二項の規定による報告（以下この条において「引取後引渡実施報告」という。）を受けなければならない。遅滞なく、その旨を当該引取実施報告を行った者に通知しなければならない。

一 法第八十一項の規定による報告を行った者が引取後引渡実施報告を管理センターが受けなければならないとき	二 法第八十一項の規定による報告を行った者が引取後引渡実施報告を管理センターが受けなければならないとき	三 法第八十一項の規定による報告を行った者が引取後引渡実施報告を管理センターが受けなければならないとき	四 法第八十一項の規定による報告を行った者が引取後引渡実施報告を管理センターが受けなければならないとき
法第八十八條第二項の主務省令で定める期間に於て、次の表の上欄に掲げる場合の期間とする。	法第八十八條第二項の主務省令で定める期間に於て、次の表の上欄に掲げる場合の期間とする。	法第八十八條第二項の主務省令で定める期間に於て、次の表の上欄に掲げる場合の期間とする。	法第八十八條第二項の主務省令で定める期間に於て、次の表の上欄に掲げる場合の期間とする。
理セタ日 タ日 タ日 タ日 タ日 タ日	理セタ日 タ日 タ日 タ日 タ日 タ日	理セタ日 タ日 タ日 タ日 タ日 タ日	理セタ日 タ日 タ日 タ日 タ日 タ日

一 法第八十一項の規定による報告を行った者が引取後引渡実施報告を管理センターが受けなければならないとき	二 法第八十一項の規定による報告を行った者が引取後引渡実施報告を管理センターが受けなければならないとき	三 法第八十一項の規定による報告を行った者が引取後引渡実施報告を管理センターが受けなければならないとき	四 法第八十一項の規定による報告を行った者が引取後引渡実施報告を管理センターが受けなければならないとき
法第八十八條第二項の主務省令で定める期間に於て、次の表の上欄に掲げる場合の期間とする。	法第八十八條第二項の主務省令で定める期間に於て、次の表の上欄に掲げる場合の期間とする。	法第八十八條第二項の主務省令で定める期間に於て、次の表の上欄に掲げる場合の期間とする。	法第八十八條第二項の主務省令で定める期間に於て、次の表の上欄に掲げる場合の期間とする。
理セタ日 タ日 タ日 タ日 タ日 タ日	理セタ日 タ日 タ日 タ日 タ日 タ日	理セタ日 タ日 タ日 タ日 タ日 タ日	理セタ日 タ日 タ日 タ日 タ日 タ日

名称、当該使用済自動車等の車台番号  
（特定再資源化等物品にあつては、当該  
再資源化等物品に係る使用済自  
動車の車台番号。次項において同じ。）  
その他の主務省令で定める事項を都道  
府県知事に報告しなければならない。

5 情報管理センターは、第二項の通知  
を行つた後主務省令で定める期間を経  
過してもなお同項の引渡しを受ける者  
が行うべき引渡後引取実施報告を受け  
ないときは、主務省令で定めると  
により、遅滞なく、当該使用済自動車  
等の引取り又は引渡しが適正に行われ  
ていないおそれがある旨及び当該通知  
に係る引渡実施報告を行つた者の氏名  
又は名称、当該使用済自動車等の車台  
番号その他の主務省令で定める事項を  
道府県知事に報告しなければならない。

6 情報管理センターは、フロン類回収  
業者から第八十一条第五項の規定によ  
る報告を受けるとき、又は当該報告  
に同項の規定する事項の記録若しくは  
記載がないときは、主務省令で定める  
ところにより、当該フロン類回収業者  
の氏名又は名称その他の主務省令で定  
める事項を道府県知事に報告しなけ  
ればならない。

渡しが適正に行われていないおそれが  
ある旨  
二 当該引取実施報告を行つた者の氏名  
又は名称及び住所並びに当該使用済自  
動車を引き取つた事業所の名称及び  
所在地  
三 当該使用済自動車等の車台番号  
四 情報管理センターが当該引取実施報  
告を受けた年月日  
五 情報管理センターが当該引取後引渡  
実施報告について確認通知を行つた年  
月日  
2 情報管理センターは、情報管理センター  
が定めるところにより、前項の規定によ  
る書面の提出に代えて、当該書面に記載  
すべき事項を電子情報処理組織に記録  
管理センターの使用に係る電子計算機と  
当該道府県知事の使用に係る電子計算機  
とを電気通信回線で接続した電子情報処  
理組織をいづ。）を使用する方法により  
提供することができる。  
（引取後引渡実施報告に係る道府県知  
事への報告までの期間）  
第百八条 法第八十八条第四項の主務省令  
で定める期間は、十日とする。

（道府県知事への引渡後引取実施報告に  
係る報告）  
第百九条 情報管理センターは、法第八  
十八条第五項の規定による報告をしよう  
とするときは、次に掲げる事項を記載し  
た書面を当該使用済自動車等を引き渡した  
事業所の所在地を管轄する道府県知事  
に提出しなければならない。  
一 当該使用済自動車等の引取り又は引  
渡しが適正に行われていないおそれが  
ある旨  
二 当該引渡実施報告を行つた者の氏名  
又は名称及び住所並びに当該使用済自  
動車等を引き渡した事業所の名称及び  
所在地  
三 当該使用済自動車等の引渡しを受け  
る者の氏名又は名称及び住所並びに当  
該使用済自動車等の引渡しを受ける事  
業所の名称及び所在地  
四 当該使用済自動車等の車台番号  
五 情報管理センターが当該引渡実施報  
告を受けた年月日  
六 情報管理センターが当該引渡後引取  
実施報告について確認通知を行つた年  
月日  
2 第百七条第二項の規定は、前項の報告  
について準用する。  
（引取後引取実施報告に係る道府県知  
事への報告までの期間）  
第百十条 法第八十八条第五項の主務省令  
で定める期間は、三日とする。

（道府県知事へのフロン類回収業者の  
期間ごとの報告に係る報告）  
第百十一条 情報管理センターは、法第八  
十八条第六項の規定による報告をしよう  
とするときは、次に掲げる事項を記載し  
た書面を法第八十一条第五項の規定によ  
る報告を受けない場合又は当該報告に同  
項に規定する事項の記録若しくは記載が  
ない場合における当該報告に係るフロン  
類回収業者の事業所の所在地を管轄する  
道府県知事に提出しなければならない。  
一 当該フロン類回収業者の氏名又は名  
称及び住所並びに当該事業所の名称及  
び所在地  
二 当該報告に法第八十一条第五項に規  
定する事項の記録又は記載がない場合  
には、当該事項  
第百七条第二項の規定は、前項の報告  
について準用する。

（電子情報処理組織による通知）  
 第八十九条 情報管理センターは、前条第一項又は第二項の規定による通知（以下「確認通知」という。）については、主務省令で定めるところにより、当該確認通知を受け取る関係事業者の承諾を得て、電子情報処理組織を使用して行うことができる。  
 2 関係事業者は、電子情報処理組織を使用して移動報告を行った場合には、正当な理由がなければ、当該移動報告に係る確認通知について前項の承諾を拒むことができない。  
 3 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた確認通知は、関係事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該関係事業者に到達したものとみなす。

（勧告及び命令）  
 第九十条 都道府県知事は、関係事業者が第八十二条第一項、第八十一条第一項から第十二項まで又は第八十七条の規定を遵守していないと認めるときは、当該関係事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。  
 2 主務大臣は、自動車製造業者等が第八十一条第三項の規定を遵守していないと認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。  
 3 都道府県知事は、第一項に規定する勧告を受けた関係事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該関係事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。  
 4 主務大臣は、第二項に規定する勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（主務省令への委任）  
 第九十一条 この章に定めるもののほか、移動報告及び移動報告に係る情報の提供に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（情報通信の技術を利用する方法に係る承諾等）  
 第九十二条 情報管理センターは、法第八十九条第一項の規定により確認通知を行うおとすときは、あらかじめ、当該確認通知を受け取る関係事業者に対し、書面による承諾を得なければならない。  
 2 前項の規定による承諾を得た情報管理センターは、当該確認通知を受ける関係事業者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法により電子情報処理組織を使用する方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該確認通知を受ける関係事業者に対し、当該確認通知を受けない旨の通知をしない。ただし、当該確認通知による承諾をした場合は、この限りでない。



第六章 指定法人

第一節 資金管理法人

第九十二条（指定等） 主務大臣は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「資金管理業務」という。）を適正かつ確実に行うことができることを認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、資金管理法人として指定することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 資金管理法人は、その名称、住所又は事務所所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第九十三条（業務） 資金管理法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 再資源化預託金等の管理を行うこと。

二 再資源化預託金等の預託に関する証明を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第九十四条（資金管理業務規程） 資金管理法人は、資金管理業務を行うときは、その開始前に、資金管理業務の実施方法その他の主務省令で定める事項について資金管理業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 資金管理業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 主務大臣は、第一項の認可をした資金管理業務規程が資金管理業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その資金管理業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 資金管理法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その資金管理業務規程を公表しなければならない。

第九十五条（事業計画等） 資金管理法人は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、資金管理業務に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 資金管理法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

第六章 指定法人  
第一節 資金管理法人

第九十四条（資金管理業務規程） 資金管理法人は、資金管理業務を行うときは、その開始前に、資金管理業務の実施方法その他の主務省令で定める事項について資金管理業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 資金管理業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 主務大臣は、第一項の認可をした資金管理業務規程が資金管理業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その資金管理業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 資金管理法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その資金管理業務規程を公表しなければならない。

第一百零一条（事業計画等） 資金管理法人は、法第九十五条第一項前段の規定による認可を受けた日の属する事業年度を除き、毎事業年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を主務大臣に提出して申請しなければならない。

2 資金管理法人は、法第九十五条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した書類を主務大臣に

3 資金管理法人は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、資金管理業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第九十六条 資金管理法人は、主務大臣の許可を受けなければ、資金管理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第九十七条 資金管理法人は、次の方法によるほか、再資源化預託金を運用してはならない。

- 1 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有
- 2 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 3 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託
- 2 資金管理法人は、主務省令で定めるところにより、再資源化預託金等に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

第九十八条 資金管理法人は、その管理する再資源化預託金等（その利息を含む、以下この条において同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「特定再資源化預託金等」という。）があるときは、政令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けて、当該特定再資源化預託金をその資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関に対し第六十六条第二号から第五号までの業務に要する費用に充てることを条件として、若しくは情報管理センターに対し第六十四条に規定する情報管理業務に要する費用に充てることを条件として出せなければならない。

- 1 再資源化預託金等が預託されている自動車の所有者に係る第七十八条第一項の取戻しの権利が同条第二項の規定により消滅した場合における当該再資源化預託金等
- 2 解体自動車等が解体自動車全部利用者に引き渡された場合（当該解体自動車に第三十一条第一項の規定により自動車製造業者等が主務大臣の認定を受けて行う全部再資源化の委託に係るものである場合を除く。）における当該解体自動車に係る再資源化等預託金（第三十四条第一項第一号に定める料金又は第三十八条第一項第一号に定める料金に相当するものに限る。）
- 3 フロン類回収業者がフロン類の再利用をした場合における当該フロン類の破壊に係る再資源化等預託金
- 4 再資源化預託金等が預託されている自動車最後に自動車検査証の交付又は自動車検査証の返付（道路運送車両法第六十二条第二項（同法第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による自動車検査証の返付をいう。以下同じ。）を受けた日から起算して二十年を経過する日（以下この号において「期限日」という。）までに当該自動車に係る再資源化等預託金又は情報

第九十九条 資金管理法人は、法第九十八条第一項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる特定再資源化預託金等との合計額並びに第一号に掲げる特定再資源化預託金等にあつては、その費用に充てることが必要である理由、第二号又は第三号に掲げる特定再資源化預託金等にあつては指定再資源化機関又は情報管理センターにおける当該特定再資源化預託金等の用途及びその出せなければならない理由を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 1 資金管理業務の実施に要する費用に充てようとする特定再資源化預託金等
- 2 指定再資源化機関に対し出せしめようとする特定再資源化預託金等
- 3 情報管理センターに対し出せしめようとする特定再資源化預託金等
- 2 前項の申請書には、資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関若しくは情報管理センターに対し出せしめようとする特定再資源化預託金等ごとにその額及び当該特定再資源化預託金等に係る自動車の車台番号並びに当該特定再資源化預託金等が法第九十八条第一項各号のいずれに該当するかを記載した書面を添付しなければならない。

提出して申請しなければならない。  
第一百十五条 資金管理法人は、法第九十五条第三項に規定する事業報告書及び収支決算書を毎事業年度終了後三月以内に貸借対照表を添付して主務大臣に提出しなければならない。

第一百十六条 資金管理法人は、法第九十八条第一項の規定による承認又は同条第三項の規定による認可を受けた特定再資源化預託金等に係る経理と、それ以外の再資源化預託金等に係る経理と、その他の経理とを区分し、それぞれについて貸借対照表助定を設けて経理するものとする。

（区分経理）  
第一百十六条 資金管理法人は、法第九十八条第一項の規定による承認又は同条第三項の規定による認可を受けた特定再資源化預託金等に係る経理と、それ以外の再資源化預託金等に係る経理と、その他の経理とを区分し、それぞれについて貸借対照表助定を設けて経理するものとする。

第一百十七条 法第九十八条第一項第四号の規定による通知をしようとする自動車の所有者は、当該自動車に係る期限日の一月前までに、次に掲げる事項を資金管理法人に通知しなければならない。

- 1 自動車の所有者の氏名又は名称及び住所
- 2 当該自動車の車台番号
- 3 当該自動車の用途

管理預託金について第七十六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）第四項及び第六項の規定による払渡しの請求がない場合における当該再資源化預託金等（前三号に掲げるもの及び当該自動車により期限日以後においても当該自動車を継続して使用する旨を資金管理法に通知した場合における当該再資源化預託金等を除く。）  
五 前各号に掲げるもののほか第七十六条第一項、第四項及び第六項の規定による払渡しの必要がないものとして主務大臣が認める場合における当該再資源化預託金等  
2 資金管理法は、前項の規定により特定再資源化預託金をその資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関若しくは情報管理センターに對し出えんした後において、なお主務省令で定める額を超える額の特定期間において、主務大臣が認める期間（次項において「特定期間」という。）に限り、自動車の所有者が第七十三条第一項又は第三項の規定により預託すべき再資源化等預託金の一部を負担することができる。

3 前項の場合において、資金管理法人は、あらかじめ、政令で定めるところにより、特定期間、その負担する金銭（第五項において「負担金」という。）の額その他主務省令で定める事項を定めた計画を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。  
4 資金管理法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その計画を公表しなければならない。  
5 第二項の規定により資金管理法人が自動車の所有者が預託すべき再資源化等預託金の一部を負担した場合における当該自動車についての第七十八条第一項の規定の適用については、同項中「当該再資源化預託金を取り戻す」とあるのは、「当該再資源化預託金等の額から負担金の額及びその利息の額を控除した額の金銭を取り戻す」とする。

（資金管理業務諮問委員会）  
第九十九条 資金管理法には、資金管理業務諮問委員会を置かなければならない。  
2 資金管理業務諮問委員会は、資金管理人の代表者の諮問に応じ、再資源化預託金等の運用、特定再資源化預託金等の取扱いその他資金管理業務の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める意見を資金管理人の代表者に述べることができる。  
3 資金管理業務諮問委員会の委員は、経済又は金融に關して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者及び一般消費者の意見を代表する者のうちから、主務大臣の認可を受けて、資金管理法の代表者が任命する。

（帳簿の備付け）  
第一百条 資金管理法人は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、資金管理業務に關し主務省令で定める事項を記載し、又は記録し、これを保存しなければならない。

（再資源化預託金等の一部負担の計画の認可の申請）  
第十四条 資金管理法人は、法第九十八条第三項の規定による認可を受けようとするときは、申請書に同項の計画を記載した書面及び次に掲げる書面を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。  
一 特定再資源化預託金を資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関若しくは情報管理センターに對し出えんした後において、なお法第九十八条第二項の主務省令で定める額を超える額の特定期間において再資源化等預託金の一部を負担するため必要な原資となるべき特定再資源化等預託金等について前条第二項に規定する事項を記載した書面

（再資源化等預託金の一部負担に係る計画の規定事項）  
第一百八条 法第九十八条第三項の主務省令で定める事項は、資金管理法人が特定期間に負担することができる負担金の総額とする。

現時点では規定せず。

（帳簿の備付け）  
第一百九条 資金管理法人は、法第一百条に規定する帳簿を毎年三月三十一日に閉鎖し、閉鎖後十年間保存しなければならない。  
第一百二十条 法第一百条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 法第七十三条第一項から第三項までの規定により預託された再資源化等預託金の額の総額

(解任命令)  
第百一条 主務大臣は、資金管理法人の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分を違反したとき、第九十四条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程に違反する行為をしたとき、又は資金管理業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、資金管理法人に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(報告及び立入検査)  
第百二条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、資金管理法人に対し、資金管理業務若しくは資産の状況に關し必要な報告をさせ、又はその職員に、資金管理法人の事務所に立ち入り、資金管理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係者に提示しなければならない。  
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)  
第百三条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、資金管理法人に対し、資金管理業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)  
第百四条 主務大臣は、資金管理法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第九十二条第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。  
一 資金管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。  
二 指定に關し不正の行為があつたとき。  
三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分を違反したとき、又は第九十四条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程によらないで資金管理業務を行ったとき。  
2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。  
3 第一項の規定による指定の取消しが行われた場合において、再資源化預託金等がなお存するときは、当該指定の取消しに係る法人は、主務大臣が指定する資金管理法人に当該再資源化預託金等を速やかに引き渡さなければならない。  
4 前項に定めるもののほか、主務大臣が、

二 法第七十三条第四項の規定により預託された情報管理預託金の額の総額  
三 法第七十六条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第四項の規定による請求に基づき自動車製造業者等又は指定再資源化機関に払い渡した再資源化等預託金の額の総額  
四 法第七十六条第六項の規定による請求に基づき情報管理センターに払い渡した情報管理預託金の額の総額  
五 法第七十八条第一項の規定により自動車等の所有者に払い渡した再資源化預託金等の額の総額  
六 再資源化預託金等を運用して得た利息その他の運用利益金の総額

(身分を示す証明書)  
第百二一条 法第百二条第二項に規定する証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。

(資金管理業務の引継ぎ)  
第百二二条 法第百四条第一項の規定による指定の取消しに係る法人は、次に掲げる事項を行わなければならない。  
一 主務大臣が指定する資金管理法人に資金管理業務を引き継ぐこと。  
二 主務大臣が指定する資金管理法人に資金管理業務に關する帳簿、書類及び資料を引き継ぐこと。  
三 その他主務大臣が必要と認める事項

第一項の規定により指定を取り消した場合には、必要な事項は、主務省令で定める。

第二節 指定再資源化機関

（指定）  
第二百五条 主務大臣は、民法第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「再資源化等業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、指定再資源化機関として指定することができる。

（業務）  
第二百六条 指定再資源化機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 自動車製造業者等であつてその製造等に係る自動車の台数が主務省令で定める台数に満たないもの（以下「特定自動車製造業者等」という。）の委託を受けて、当該特定自動車製造業者等が再資源化等を行うべき特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施すること。
- 二 第二十一条の規定により引き取るべき自動車製造業者等が存せず、又は当該自動車製造業者等を通知することができない特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施すること。

三 市町村の長の申出を受けて、離島の地域として政令で定める地域のうち主務大臣が引取業者への使用済自動車の引渡しに支障が生じている地域として主務省令で定める条件に該当する旨を公示した地域をその区域とする市町村が、引取業者の使用済自動車を引き渡すために行う運搬その他の当該支障を除去するための措置を講ずる場合において、当該市町村に対し、当該措置に必要な費用に充てるための資金の出し入れその他の協力をを行うこと。

四 使用済自動車、解体自動車若しくは特定再資源化等物品又はこれらに処理に伴つて生じた廃棄物が不適正に処分された場合において、廃棄物処理法第十九条の七第一項又は第十九条の八第一項の規定による支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出し入れその他の協力をを行うこと。

五 前号に規定する場合において、廃棄物処理法第十九条の七第一項又は第十九条の八第一項の規定により地方公共団体の長が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これら再資源化等に必要な行為を実施すること。

六 前号に掲げるもののほか、地方公共団体その他の者の求めに応じ、引取り又は引渡しが適正に行われていない解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施すること。

七 使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡し並びに再資源化等の実施に関し、必要な調査並びに知識の普及及び啓発を行うこと。

八 使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡し並びに再資源化等の実施に関し、自動車製造業者その他の者の照会に応じ、これを処理すること。

（離島の地域）  
第十五条 法第二百六条第三号の離島の地域として政令で定める地域は、次に掲げる島の地域とする。

- 一 その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二條第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島
- 二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域内に存する島
- 三 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島
- 四 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

第二節 指定再資源化機関

（特定自動車製造業者等の要件）  
第二百二十三条 法第二百六条第一号の主務省令で定める台数は、一万台とする。

2 自動車製造業者等が特定自動車製造業者等に該当するかどうかの判断は、委託の直前五年間の各年度のうち製造等をした自動車の台数（国内向け出荷に係るものに限る。）の最も少ない年度における台数と前項の台数を比較して行う。

（引渡しに支障が生じている地域の条件）  
第二百二十四条 法第二百六条第三号の主務省令で定める条件は、地理的条件、交通事情その他の条件により、引取業者への使用済自動車の引渡しに、他の地域に比して著しく困難となつていふこととする。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（解体業の許可等の特例）

第七十七条 指定再資源化機関又はその委託を受けた者は、前条第五号又は第六号に掲げる業務を行うときは、第六十条第一項又は第六十七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けなくても、当該業務に必要な行為を業として行うことができる。

2 指定再資源化機関は、前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

3 解体業者、破砕業者又は自動車製造業者等が前項の委託を受けて第一項に規定する行為を行う場合には、当該解体業者、破砕業者又は自動車製造業者等については、第二章及び第五章の規定は、適用しない。

（法第七十二条の政令で定める基準）

第七十六条 法第七十二条の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定再資源化機関の委託を受けて法第七十二条第五号又は第六号に掲げる業務を行う者（以下この条において「受託者」という。）が当該業務に必要な行為を業として実施するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること。

二 受託者が次のいずれにも該当しないこと。

イ ものであること。  
ロ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの  
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わつた日から五年を経過しな

イ 者

ハ 法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）

七号。以下「大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）

に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四号、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七号の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わつた日から五年を経過しない者

二 法第六十六条（法第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第七條の四若しくは第十四條の三の二（廃棄物処理法第十四條の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合において、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に對し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するもの）と認められる者を含む。以下同じ。）であつた者で当該取消の日から五年を経過し

ないものを含む。）  
 ホ 法第六号第五号又は第六号に掲げる業務に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるとする相当の理由がある者  
 ヘ 暴力団員による不当な行為の防止に關する法律第二号第六号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）  
 ト 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がいからへまでのいずれかに該当するもの  
 チ 法人でその役員又はその使用人（次に掲げるものの代表者であるものに限る。又において同じ。）のうちにいからへまでのいずれかに該当する者のあるもの  
 (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）  
 (2) (1)に規定する本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができ、施設を有する場所であつて、又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの  
 リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの  
 又 個人でその使用人のうちにいからへまでのいずれかに該当する者であるもの  
 三 受託者が自ら法第六号第五号又は第六号に掲げる業務を実施する者であること。

第百二十五条 法第八号の規定による公表は、時事に關する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（再資源化等に係る料金の公表）  
 第百八条 指定再資源化機関は、主務省令で定めるところにより、第百六条第二号に掲げる業務の対象となる自動車に係る次の各号に掲げる再資源化等について、あらかじめ、当該各号に定める料金を定め、これを公表しなければならない。  
 一 自動車破砕残さの再資源化。当該自動車に係る自動車破砕残さについて指定再資源化機関が行うその再資源化に必要な行為に關する料金  
 二 指定回収物品の再資源化。当該自動車に係る指定回収物品について指定再資源化機関が行うその再資源化に必要な行為（当該指定回収物品に係る指定回収料金の支払を含む。）に關する料金  
 三 フロン類の破壊。当該自動車に搭載されている特定エアコンディショナーに充てんされているフロン類について指定再資源化機関が行うその破壊に必要な行為（当該フロン類に係るフロン類回収料金の支払を含む。）に關する料金  
 2 指定再資源化機関は、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、第百六条第六号に掲げる業務に關する料金を定め、これを公表しなければならない。これを變更するときも、同様とする。

（再資源化等業務規程）  
 第百九条 指定再資源化機関は、再資源化等業務を行うときは、その開始前に、再資源化等業務の実施方法、第百六条第一号の委託に係る料金（以下「委託料金」という。）の額の算出方法、前条第一項各号に定める料金、フロン類回収料金及び指定回収料金並びに第百六条第六号に掲げる業務に關する料金その他の主務省

（再資源化等業務規程）  
 第百二十六条 法第九号第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。  
 一 再資源化等業務の実施方法  
 二 委託料金の額の算出方法  
 三 法第八号第一項各号に定める料金  
 四 フロン類回収料金及び指定回収料金  
 五 法第六号第六号に掲げる業務に關する料金

令で定める事項について再資源化等業務を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 再資源化等業務の実施方法、委託料金の額の算出方法、前条第一項各号に定める料金、フロン類回収料金及び指定期間に関する料金が適正かつ明確に定められていること。
  - 二 指定再資源化機関及び指定再資源化機関との間に第六条第一号の委託に係る契約（以下「再資源化等契約」という。）又は特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為の実施の契約を締結する者の責任並びに委託料金の收受に関する事項が適正かつ明確に定められていること。
  - 三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをしないこと。
  - 四 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
- 3 主務大臣は、第一項の認可をした再資源化等業務規程が再資源化等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その再資源化等業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）  
第百十條 指定再資源化機関は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、再資源化等業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定再資源化機関は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、再資源化等業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

（区分経理）  
第百一十條 指定再資源化機関は、第百六條第二号から第五号までに掲げる業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

（再資源化等契約の締結及び解除）  
第百十二條 指定再資源化機関は、再資源化等契約の申込者が再資源化等契約を締結していたことがある特定自動車製造業者等である場合において、その者につき、支払期限を超えてまだ支払われていない委託料金があるとき、その他主務省令で定める正当な理由があるときを除いては、再資源化等契約の締結を拒絶してはならない。

2 指定再資源化機関は、再資源化等契約を締結した特定自動車製造業者等の当該再資源化等物品の再資源化等を行ったとき、その他主務省令で定める正当な理由があるときを除いては、再資源化等契約を解除してはならない。

六 指定再資源化機関及び指定再資源化機関との間に再資源化等契約又は解體自動車若しくは特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為の実施の契約（以下「再資源化等実施契約」という。）を締結する者の責任並びに委託料金の收受に関する事項

七 その他再資源化等業務に関し必要な事項

（事業計画等）  
第百二十七條 第百十四條の規定は、法第百十條第一項の規定による認可について準用する。

2 第百十五條の規定は、法第百十條第二項の規定による提出について準用する。

（再資源化等契約の締結及び解除）  
第百二十八條 法第百十二條第一項の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 再資源化等契約の申込者が次条第三号及び第四号に規定する理由により再資源化等契約を解除され、その解除の日から起算して一年を経過しない者であること。
- 二 再資源化等契約の申込者がその申込みに関し偽りその他不正の行為を行ったこと。

第百二十九條 法第百十二條第二項の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 特定自動車製造業者等が自動車の製造等を業として行わなくなつたこと。
- 二 特定自動車製造業者等の製造等に係る自動車の台数が法第百六條第一号に規定する台数以上となつたこと。
- 三 再資源化等契約を締結した特定自動



(準用)  
 第九十二条第二項から第四項まで、第九十六条、第一百条から第一百三十三条まで並びに第一百四十一条及び第二項の規定は、指定再資源化機関について準用する。この場合において、第九十六条、第一百条、第一百零一条、第一百三十三条及び第一百四十一条第一号中「資金管理業務」とあるのは、「再資源化等業務」と、第一百零一条中「第九十四条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程に違反する行為をしたとき、又は資金管理業務」とあるのは、「第九十九条第一項の認可を受けた同項に規定する再資源化等業務規程に違反する行為をしたとき、又は再資源化等業務」と、第一百四十一条第三号中「第九十四条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程によらないで資金管理業務」とあるのは、「第九十九条第一項の認可を受けた同項に規定する再資源化等業務規程によらないで再資源化等業務」と読み替えるものとする。

車製造業者等(次号において、「契約者」という。)が支払期限後二月以内に委託料金を支払わなかったこと。  
 四 契約者が再資源化等業務規程に定める契約者の責任に関する事項に違反したこと。

(準用)  
 第一百三十条 第九十九条の規定は、法第一百三十条において読み替えて準用する。法第一百零一条の規定による指定再資源化機関の帳簿の備付けについて準用する。  
 第三百三十一条 法第一百零一条において読み替えて準用する法第一百零一条の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合に適用し、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。  
 一 法第一百零一条第一号に掲げる業務を行う場合、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項

自動車破砕残さ	
一	再資源化等契約についての次に掲げる事項 イ 契約者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ロ 再資源化等契約を締結した年月日 ハ 再資源化等契約に係る委託料金の額 ニ 再資源化等契約に係る委託料金の支払期限及びこれを収受した年月日 二 再資源化等契約により委託を受けて再資源化に必要な行為を行う場合には、当該再資源化に必要な行為についての次に掲げる事項 イ 再資源化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日 ロ 再資源化に必要な行為を行った自動車破砕残さの総重量及び当該自動車破砕残さに係る使用済自動車の台数 三 前号の再資源化に必要な行為の全部又は一部について再資源化等実施契約を締結する場合には、当該再資源化等実施契約についての次に掲げる事項 イ 再資源化等実施契約により委託された再資源化に必要な行為 ロ 再資源化等実施契約により委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ハ 再資源化等実施契約(自動車破砕残さの運搬のみに係るものを除く。)により委託を受けた者の有する当該再資源化等実施契約に係る施設 ニ 再資源化等実施契約を締結した年月日 ホ 再資源化等実施契約により委託された再資源化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日 ヘ 再資源化等実施契約に係る委託料金の支払期限及びこれを支払った年月日
一	再資源化等契約についての次に掲げる事項 イ 契約者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ロ 再資源化等契約を締結した年月日 ハ 再資源化等契約に係る委託料金の額 ニ 再資源化等契約に係る委託料金の支払期限及びこれを収受した年月日 二 再資源化等契約により委託を受けて再資源化に必要な行為を行う場合には、当該再資源化に必要な行為についての次に掲げる事項 イ 再資源化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日 ロ 再資源化に必要な行為を行った自動車破砕残さの総重量及び当該自動車破砕残さに係る使用済自動車の台数 三 前号の再資源化に必要な行為の全部又は一部について再資源化等実施契約を締結する場合には、当該再資源化等実施契約についての次に掲げる事項 イ 再資源化等実施契約により委託された再資源化に必要な行為 ロ 再資源化等実施契約により委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ハ 再資源化等実施契約(自動車破砕残さの運搬のみに係るものを除く。)により委託を受けた者の有する当該再資源化等実施契約に係る施設 ニ 再資源化等実施契約を締結した年月日 ホ 再資源化等実施契約により委託された再資源化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日 ヘ 再資源化等実施契約に係る委託料金の支払期限及びこれを支払った年月日

二 ガス発生器	三 フロン類
<p>           一 び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名            口 再資源化等契約を締結した年月日            八 再資源化等契約に係る委託料金の額            二 再資源化等契約に係る委託料金の支払期限及びこれを收受した年月日            二 再資源化等契約により委託を受けた再資源化に必要を行なう場合には、当該再資源化に必要事項について、再資源化に必要事項を開始した年月日及び終了した年月日            口 再資源化に必要を行なう行なったガス発生器の総重量及び個数並びに当該ガス発生器に係る使用自動車の前号の再資源化に必要行為の全部又は一部について再資源化等実施契約を締結する場            三 資源化等実施契約を締結する場            場契約については、当該再資源化等実施契約について掲げる            イ 再資源化等実施契約により委託された再資源化に必要行為            口 再資源化等実施契約により委託を受けた再資源化に必要行為            八 再資源化等実施契約（ガス発生器の運搬のみに係るものを除く。）により委託を受けた者の有する当該再資源化等実施契約に係る施設            二 再資源化等実施契約を締結した年月日            ホ 再資源化等実施契約により委託された再資源化に必要行為を開始した年月日及び終了した年月日            ヘ 再資源化等実施契約に係る委託料金の支払期限及びこれを支払った年月日         </p>	<p>           一 再資源化等契約についての次に掲げる事項            イ 契約者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名            口 再資源化等契約を締結した年月日            八 再資源化等契約に係る委託料金の額            二 再資源化等契約に係る委託料金の支払期限及びこれを收受した年月日            二 再資源化等契約により委託を受けた再資源化に必要を行なう場合には、当該再資源化に必要事項について、再資源化に必要事項を開始した年月日及び終了した年月日            口 破壊に必要を行なう行なったフロン類の種類の量及び当該フロン類に係る使用自動車の前号の破壊に必要行為の全部又は一部について再資源化等実施契約を締結する場            三 全部又は一部について再資源化等実施契約を締結する場            約については、当該再資源化等実施契約について掲げる事項         </p>



<p>第百三十二条 法第百三十三条において準用する法第百二条第二項に規定する証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。</p>	<p>六 法第百六条第六号に掲げる業務を行う場合に、前号の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項</p>	<p>四 フロン類</p> <p>一 破壊に必要な行為を行う場合には、当該破壊に必要な行為についての次に掲げる事項 イ 破壊に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日 ロ 破壊に必要な行為を行ったフロン類の種類ごとの量</p> <p>二 第一号の表第三号下欄第三号に掲げる事項</p>	<p>三 ガス発生器</p> <p>一 再資源化に必要な行為を行う場合には、当該再資源化に必要な行為についての次に掲げる事項 イ 再資源化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日 ロ 再資源化に必要な行為を行ったガス発生器の個数</p> <p>二 第一号の表第二号下欄第三号に掲げる事項</p>	<p>二 自動車破砕残さ</p> <p>一 再資源化に必要な行為を行う場合には、当該再資源化に必要な行為についての次に掲げる事項 イ 再資源化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日 ロ 再資源化に必要な行為を行った自動車破砕残さの総重量</p> <p>二 第一号の表第一号下欄第三号に掲げる事項</p>	<p>一 解体自動車</p> <p>一 再資源化等に必要な行為を行う場合には、当該再資源化等に必要な行為についての次に掲げる事項 イ 再資源化等に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日 ロ 再資源化等に必要な行為を行った解体自動車の台数を前号の再資源化等に必要な行為の全部又は一部について再資源化等実施契約を締結する場合には、当該再資源化等実施契約についての次に掲げる事項 イ 再資源化等実施契約により委託された再資源化等に必要な行為 ロ 再資源化等実施契約により委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ハ 再資源化等実施契約（解体自動車の運搬のみに係るものを除く。）により委託を受けた者の有する当該再資源化等実施契約に係る施設 ニ 再資源化等実施契約を締結した年月日 ホ 再資源化等実施契約により委託された再資源化等に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日 ヘ 再資源化等実施契約に係る委託に係る料金の支払期限及びこれを支払った年月日</p> <p>二 再資源化等実施契約を締結した年月日 ホ 再資源化等実施契約により委託された再資源化等に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日 ヘ 再資源化等実施契約に係る委託に係る料金の支払期限及びこれを支払った年月日</p>
		<p>二 第一号の表第三号下欄第三号に掲げる事項</p>	<p>二 第一号の表第二号下欄第三号に掲げる事項</p>	<p>二 第一号の表第一号下欄第三号に掲げる事項</p>	<p>一 再資源化等に必要な行為を行う場合には、当該再資源化等に必要な行為についての次に掲げる事項 イ 再資源化等に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日 ロ 再資源化等に必要な行為を行った解体自動車の台数を前号の再資源化等に必要な行為の全部又は一部について再資源化等実施契約を締結する場合には、当該再資源化等実施契約についての次に掲げる事項 イ 再資源化等実施契約により委託された再資源化等に必要な行為 ロ 再資源化等実施契約により委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ハ 再資源化等実施契約（解体自動車の運搬のみに係るものを除く。）により委託を受けた者の有する当該再資源化等実施契約に係る施設 ニ 再資源化等実施契約を締結した年月日 ホ 再資源化等実施契約により委託された再資源化等に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日 ヘ 再資源化等実施契約に係る委託に係る料金の支払期限及びこれを支払った年月日</p>

第三節 情報管理センター

第百十四条 (指定)  
主務大臣は、民法第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「情報管理業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、情報管理センターとして指定することができる。

第三節 情報管理センター

第百十五条 (業務)  
情報管理センターは、次に掲げる業務を行うものとする。  
一 第八十一条各項の規定による報告、第八十五条及び第八十六条の規定による閲覧並びに第八十八条第一項及び第二項の規定による通知に係る事務（次号において「報告管理事務」という。）を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。  
二 報告管理事務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、ファイルその他の資料を作成し、及び保管すること。  
三 第七十六条第二項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。第百七条第一項及び第二項第一号において同じ。）の規定による電気通信回線を通じた送信、第八十四条の規定による保存、第八十五条及び第八十六条の規定による交付、第八十八条第一項及び第二項の規定による通知並びに同条第四項から第六項までの規定による報告を行うこと。  
四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第百十六条 (報告)  
情報管理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡し状況について主務大臣に報告しなければならない。  
2 主務大臣は、前項の報告を受けたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

第百三十三条 (報告)  
法第百十六条第一項の規定による報告は、法附則第一条第二号の政令で定める日（平成十七年一月一日）の属する事業年度以降の毎事業年度終了後三月以内にななければならない。

第百十七条 (情報管理業務規程)  
情報管理センターは、情報管理業務を行うときは、その開始前に、情報管理業務の実施方法、第七十六条第二項の委託に係る料金その他の主務省令で定める事項について情報管理業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  
2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。  
一 情報管理業務の実施方法及び第七十六条第二項の委託に係る料金が適正かつ明確に定められていること。  
二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをしないこと。  
三 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不当に害する

第百三十四条 (情報管理業務規程)  
法第百十七条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 情報管理業務の実施方法  
二 法第七十六条第二項の委託に係る料金  
三 その他情報管理業務に関し必要な事項

3 おそれがあるものでないこと。  
管理業務規程が情報管理業務の適正かつ  
確実な実施上不適当となつたと認めると  
きは、その情報管理業務規程を変更すべ  
きことを命ずることができる。

(秘密保持義務)  
第百十八条 情報管理センターの役員若し  
くは職員又はこれらの職にあつた者は、  
情報管理業務に関して知り得た秘密を漏  
らしてはならない。

(指定の取消し等)  
第百十九条 主務大臣は、情報管理センタ  
ーが次の各号のいずれかに該当するとき  
は、第百十四条の規定による指定(以下  
この条において単に「指定」という。)  
を取り消すことができる。  
一 情報管理業務を適正かつ確実に実施  
することができないと認められるとき。  
二 指定に関し不正の行為があつたとき。  
三 この法律若しくはこの法律に基づく  
命令若しくは処分違反したとき、又  
は第百十七条第一項の認可を受けた同  
項に規定する情報管理業務規程によら  
ないで情報管理業務を行ったとき。  
2 主務大臣は、前項の規定により指定を  
取り消したときは、その旨を公示しなけ  
ればならない。  
3 第一項の規定による指定の取消しが行  
われた場合において、当該指定の取消し  
に係る法人は、主務省令で定めるところ  
により、主務大臣が指定する情報管理セ  
ンターに第八十四条の規定により保存し  
ているファイルの記録を速やかに引き継  
がなければならぬ。  
4 前項に定めるもののほか、主務大臣が、  
第一項の規定により指定を取り消した場  
合における情報管理業務の引継ぎその他  
の必要な事項は、主務省令で定める。

(準用)  
第百二十条 第九十二条第二項から第四  
項まで、第九十六条、第百条から第百三  
条まで、第百十条及び第百十一条の規定は、  
情報管理センターについて準用する。こ  
の場合において、第九十六条、第百条、  
第百二条第一項及び第百三条中「資金管  
理業務」とあり、第百十条中「再資源化  
等業務」とあり、並びに第百十一条中「第  
百六条第二号から第五号までに掲げる業  
務」とあるのは、「情報管理業務」と、第  
百一条中「第九十四条第一項の認可を受  
けた同項に規定する資金管理業務規程に  
違反する行為をしたとき、又は資金管理  
業務」とあるのは、「第百十七条第一項の  
認可を受けた同項に規定する情報管理業  
務規程に違反する行為をしたとき、又は  
情報管理業務」と読み替へるものとする。

(情報管理業務の引継ぎ)  
第百三十五条 法第百十九条第一項の規定  
による指定の取消しに係る法人は、次に  
掲げる事項を行わなければならない。  
一 主務大臣が指定する情報管理センタ  
ーに情報管理業務を引き継ぐこと。  
二 主務大臣が指定する情報管理センタ  
ーに法第八十四条の規定により保存し  
ているファイルの記録を情報管理業務  
に関する帳簿、書類及び資料とともに  
引き継ぐこと。  
三 その他主務大臣が必要と認める事項

(準用)  
第百二十六条 第百十九条の規定は、法第  
百三十条において読み替へて準用する。法  
第百条の規定による情報管理センターの  
帳簿の備付けについて準用する。  
第百三十七条 法第百二十条において読み  
替へて準用する法第百条の主務省令で定  
める事項は、使用済自動車、解体自動車  
及び特定再資源化等物品の引取り及び引  
渡しの状況とする。  
第百三十八条 法第百二十条において準用  
する法第百二条第二項に規定する証明書  
の様式は、様式第十一のとおりとする。  
第百三十九条 第百十四条の規定は、法第  
百二十条において読み替へて準用する。法  
第百十条第一項の規定による認可につい  
て準用する。  
2 おい 第百十五条の規定は、法第百二十条に  
二項の規定による提出について準用する。

第七章 雑則

第百二十一条 (廃棄物処理法との関係)  
第二百一十一条 使用済自動車、解体自動車(第十六条第四項ただし書又は第十八条第二項ただし書の規定により解体自動車全部利用者に引き渡されたものを除く。)及び特定再資源化物品については、これらを廃棄物(廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物をいう。)とみなして、この法律に別段の定めがある場合を除き、廃棄物処理法の規定を適用する。

第百二十二条 (関連事業者等に係る廃棄物処理法の特例)  
引取業者又はフロント類回収業者は、廃棄物処理法第七条第一項又は第十四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けず、使用済自動車の収集又は運搬(第九条第一項若しくは第十一条の規定による引取り又は第十条若しくは第十四条の規定による引渡しに係るものに限る。)を業として行うことができる。ただし、第五十一条第一項又は第五十八条第一項の規定によりその事業の停止を命ぜられた場合は、この限りでない。

第百二十三条 解体業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けず、使用済自動車又は解体自動車の再資源化に必要な行為(一般廃棄物(廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。))又は産業廃棄物(産業廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。))の収集若しくは運搬又は処分(再生を含む。以下同じ。)に該当するものに限る。ただし、第六十六条の規定によりその事業の停止を命ぜられた場合は、この限りでない。

第百二十四条 破砕業者は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けず、第六十七条第一項の許可を受けた事業の範囲内において、解体自動車の再資源化に必要な行為(産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分(再生を含む。以下同じ。))を業として実施することができる。ただし、第七十二条において読み替えて準用する第六十六条の規定によりその事業の停止を命ぜられた場合は、この限りでない。

第百二十五条 第二十八条第一項の認定を受けた自動車製造業者等又はその委託を受けた特定再資源化物品の再資源化に必要な行為(産業廃棄物の運搬又は処分(再生を含む。以下同じ。))を業として実施する者(第二十八条第二項第二号に規定する者である者に限る。))は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けず、当該行為を業として実施することができる。

第百二十六条 指定再資源化機関又はその委託を受けた解体自動車若しくは特定再資源化物品の再資源化に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分(再生を含む。以下同じ。))を業として実施する者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けず、当該行為を業として実施





き取り、同条第二項若しくは第七項の規定により解体自動車の引渡しを受け、又は同項の規定により解体自動車を引き渡す者に限る。は、廃棄物処理法第十四条第十四項の規定の適用については、産業廃棄物収集運搬業者とみなす。この場合において、同項中「事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分」とあるのは、「産業廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）第九条第一項、第十一条、第十五条、第十七条若しくは第十八条第三項の規定により引き取り、使用済自動車再資源化法第十四条第四項若しくは第六項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第十八条第二項若しくは第七項の規定により引渡しを受け、又は使用済自動車再資源化法第十條、第十四條、第十六條第六項（同條第七項において準用する場合を含む。）若しくは第十八條第七項の規定により引き渡す使用済自動車（使用済自動車再資源化法第二條第二項に規定する使用済自動車をいう。）又は解体自動車（同條第三項に規定する解体自動車をいう。）に限る。）の運搬」とする。

次に掲げる行為については、廃棄物処理法第十二条第三項の規定は、適用されない。

一 事業者が第八条の規定によりその使用済自動車産業廃棄物を引取業者に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該使用済自動車産業廃棄物の運搬又は処分の委託（当該引取業者、フロン類回収業者若しくは解体業者に対する運搬の委託又は解体業者に対する処分の委託に限る。）

二 解体業者が行う次の運搬又は処分の委託

イ 第十六条第三項の規定によりその指定回収物品を自動車製造業者等（第十三条第一項に規定する自動車製造業者等（指定再資源化機関以外の者にあつては、第二十八条第一項の認定を受けたものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該指定回収物品の運搬又は処分の委託（当該自動車製造業者等に対するものに限る。）

ロ 第十六条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によりその解体自動車を他の解体業者又は破砕業者に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該解体自動車の運搬又は処分の委託（当該他の解体業者又は破砕業者に対するものに限る。）

三 破砕業者が行う次の運搬又は処分の委託

イ 第十八条第二項の規定によりその解体自動車を他の破砕業者に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該解体自動車の破砕業者に対するものに限る。）

ロ 第十八条第六項の規定によりその自動車破砕残さを自動車製造業者等（同条第六項の規定により当該引渡しに係る当該自動車破砕残さの運搬又は処分の委託（当該自動車製造業者等に対するものに限る。））に掲げる行為については、廃棄物処理法第十二条の三第一項の規定は、適用しない。

一 事業者が第八条の規定によりその使用済自動車産業廃棄物を引取業者

に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該使用済自動車産業廃棄物の運搬又は処分の委託（当該引取業者に当該使用済自動車産業廃棄物を引き渡すために行う運搬の委託を除く。）

二 解体業者が行う次の運搬又は処分の委託

イ 第十六条第三項の規定によりその指定回収物品を自動車製造業者等に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該指定回収物品の運搬又は処分の委託

ロ 第十六条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によりその解体自動車を他の解体業者又は破砕業者に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該解体自動車の運搬又は処分の委託

三 破砕業者が行う次の運搬又は処分の委託

イ 第十八条第二項の規定によりその解体自動車を他の破砕業者に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該解体自動車の運搬又は処分の委託

ロ 第十八条第六項の規定によりその自動車破砕残さを自動車製造業者等に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該自動車破砕残さの運搬又は処分の委託

（一般廃棄物処理業者等に係る産業廃棄物処理法の特例）

第二百三十三条 産業廃棄物収集運搬業者（引取業者、フロン類回収業者又は解体業者の委託を受けた使用済自動車産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に限る。）は、産業廃棄物処理法第七條第一項の規定にかかわらず、使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬の業を行うことができる。この場合において、その者は、産業廃棄物処理法第六條の第二項に規定する一般廃棄物処理基準（以下単に「一般廃棄物処理基準」という。）に従い、使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。

2 産業廃棄物処理法第七條第一項の許可を受けた者が行う収集及び運搬であつて使用済自動車一般廃棄物に係るものについては、**同条第十二項**の規定は、適用しない。

3 一般廃棄物収集運搬業者（引取業者、フロン類回収業者又は解体業者の委託を受けて使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に限る。）は、産業廃棄物処理法第十四條第一項の規定にかかわらず、使用済自動車産業廃棄物の収集又は運搬の業を行うことができる。この場合において、その者は、産業廃棄物処理法第十二條第一項に規定する産業廃棄物処理基準（以下単に「産業廃棄物処理基準」という。）に従い、使用済自動車産業廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。

（一般廃棄物処理基準に適合しない使用済自動車一般廃棄物の処分が行われた場合の廃棄物処理法の適用の特例等）

第二百二十四条 第二百二十二条第十一項の規定に違反する使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬の委託により一般廃棄物処理基準に適合しない使用済自動車一般廃棄物の処分が行われたときは、当該委託をした者は、産業廃棄物処理法第十九条の四の規定の適用については、

同条第一項に規定する処分者等に該当するものとみなす。

2 産業廃棄物処理基準に適合しない使用済自動車産業廃棄物、解体自動車又は特定再資源化物品（以下この項において「使用済自動車産業廃棄物等」という。）の処分が行われた場合（自動車製造業者等又は指定再資源化機関が引き取った特定再資源化物品について当該処分が行われた場合を除く。）において、当該使用済自動車産業廃棄物等に係る一連の引取り若しくは引渡し又は再資源化の行程における移動報告に係る義務について、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者は、廃棄物処理法第十九条の五の規定の適用については、同条第一項第三号に掲げる者に該当するものとみなす。

一 第八十一条第一項又は第二項の規定に違反して、情報管理センターへの報告を行わず、又は虚偽の報告を行った引取業者

二 第八十一条第三項又は第六項の規定に違反して、情報管理センターへの報告を行わず、又は虚偽の報告を行ったフロン類回収業者

三 第八十一条第七項から第九項までの規定に違反して、情報管理センターへの報告を行わず、又は虚偽の報告を行った解体業者

四 第八十一条第十項から第十二項までの規定に違反して、情報管理センターへの報告を行わず、又は虚偽の報告を行った破砕業者

（許可等に関する意見聴取）

第百二十五条 都道府県知事は、第六十条第一項又は第六十七条第一項の許可をしようとするときは、第六十二条第一項第二号へから又までに該当する事由（同号下、子及び次に該当する事由にあつては、同号へに係るものに限る。）次項及び次条において同じ。）の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 都道府県知事は、第六十六条（第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）による処分をしようとするときは、第六十二条第一項第二号へから又までに該当する事由の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

（都道府県知事への意見）

第百二十六条 警視総監又は道府県警察本部長は、解体業者又は破砕業者について、第六十二条第一項第二号へから又までに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、都道府県知事が当該解体業者又は破砕業者に対して適当な措置をとることが必要であるとき、その旨の意見を述べることができる。

（関係行政機関への照会等）

第百二十七条 都道府県知事は、第一百二十五条に規定するもののほか、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。



3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、自動車製造業者等又はその委託を受けた者（第二十八条第二項第二号に規定する者である者に限る。次条第二項において同じ。）に対し、特定再資源化等物品の引取り又は再資源化等の実施の状況に関し報告をさせることができる。

（立入検査）  
第百三十一条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、関連事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、自動車製造業者等又はその委託を受けた者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。  
4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（審議会の意見の聴取）  
第百三十二条 主務大臣は、第十六条第

び実績に関する事項、移動報告の実施し又は再資源化に関する事項に引渡しをさせることができる。

5 主務大臣は、法第百三十条第三項の規定により、自動車製造業者等又はその委託を受けた者に対し、特定再資源化等物品の引取り又は再資源化等の実施の状況につき、引取りの方法、実績量及び委託に関する事項、引取基準の設定及び公表に関する事項、指定引取場所の設置及び位置の公表に関する事項、再資源化等の方法の実績量及び委託に関する事項、再資源化等に係る料金の設定及び公表に関する事項、フロン類の運搬の方法に関する事項、移動報告の実施に関する事項その他引取り又は再資源化等に関する事項に引渡しをさせることができる。

（立入検査）  
第二十条 都道府県知事は、法第百三十一条第一項の規定により、その職員に、引取業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、使用済自動車の引取り又は引渡しをするための設備及びこれらに関する施設並びに係る帳簿書類を検査させることができる。

2 都道府県知事は、法第百三十一条第一項の規定により、その職員に、フロン類回収業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、使用済自動車の引取り若しくは引渡し又はフロン類の回収若しくは引渡しをするための設備及びこれらに関する施設並びに係る帳簿書類を検査させることができる。

3 都道府県知事は、法第百三十一条第一項の規定により、その職員に、解体業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、使用済自動車若しくは解体自動車の入引取り若しくは引渡し若しくは再資源化又は指定回収物品の回収若しくは引渡れらるる必要な行為をするための設備及びこれらに関する施設並びに係る帳簿書類を検査させることができる。

4 都道府県知事は、法第百三十一条第一項の規定により、その職員に、破砕業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、解体自動車の引取り若しくは引渡し若しくは再資源化又は自動車破砕残さし若しくは再資源化又は自動車破砕残さし及びこれらに必要な行為をするための設備及びこれらに関する施設並びに係る帳簿書類を検査させることができる。

（身分を示す証明書）  
第百四十条 法第百三十一条第三項に規定する証明書の様式は、様式第十三のとおりとする。



第八章 罰則

第三百三十七条、第二百二十二条第十一項の規定に違反して、使用済自動車一般廃棄物の運搬を他人に委託した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。  
一 第四十二条第一項又は第五十三条第一項の登録を受けずに引取業又はフロン類回収業を行った者  
二 不正の手段により第四十二条第一項又は第五十三条第一項の登録（第四十二条第二項又は第五十三条第二項の登録の更新を含む。）を受けた者  
三 第五十一条第一項、第五十八条第一項又は第六十六条（第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した者  
四 第六十条第一項又は第六十七条第一項の許可を受けずに解体業又は破砕業を行った者  
五 不正の手段により第六十条第一項又は第六十七条第一項の許可（第六十条第二項又は第六十七条第二項の許可の更新を含む。）を受けた者  
六 第七十条第一項の規定に違反して、破砕業を行った者  
七 第三百八条の規定に違反した者

第三百三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。  
一 第十六条第五項（第十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者  
二 第二十条第三項、第二十四条第三項、第二十六条第四項、第三十五条第二項、第三十八条第二項又は第九十条第三項若しくは第四項の規定による命令に違反した者

第四百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。  
一 第二十七条第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつた者  
二 第四十六条第一項、第四十八条第一項（第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項、第六十三条第一項、第六十四条（第七十二条において準用する場合を含む。）又は第七十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
三 第三百十条第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者  
四 第三百十一条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四百十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした資金管理法人、指定再資源化機関又は情報管理センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十六条（第一百三条及び第二百十条において読み替えて準用する場合を含む。）の許可を受けず、資金管理業務、再資源化等業務又は情報管理業務の全部を廃止したとき。

二 第二百条（第一百三条及び第二百十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録せず、事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第二百条第一項（第一百三条及び第二百十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第二百条第一項（第一百三条及び第二百十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第二百四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十七条、第三十八条第一号から第六号まで、第三十九条又は第四十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第二百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三十六条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

二 第五十条（第五十九条において準用する場合を含む。）又は第六十五条（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定による標識を掲げない者









は一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

第六條 附則第一号に掲げる規定

第六項又は第十四條の二第一項の許可を受けている者であつて、破砕業に該当する事業を行っているものは、同号に掲げる規定の施行の日から三月間は、第六十七條第一項の規定にかかわらず、引き続き当該事業を行うことができる。前項に規定する者は、同項に規定する期間内に、当該事業に係る第六十八條第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出したときは、附則第一号に掲げる規定の施行の日には破砕業について第六十七條第一項の許可を受けたものとみなす。

3 附則第一号に掲げる規定の施行の際現に破砕業に該当する事業を行っている者(第一項に規定する者を除く。)は、同号に掲げる規定の施行の日から三月を経過する日(その者がその日以前の場合にあつては、第六十七條第一項の許可又は第六十九條第二項の規定による通知がある日)までの間は、第六十七條第一項の規定にかかわらず、引き続き当該事業を行うことができる。前項の規定により引き続き破砕業に該当する事業を行うことができるときにおいては、その者を当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた破砕業者とみなしてこの法律の規定(第七十二條において準用する第六十五條を除く。)を適用する。

5 附則第一号に掲げる規定の施行の日から同条第二号に掲げる規定の施行の前日までの間は、破砕業者は、廃棄物処理法第十四條第十四項の規定の適用については、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者とみなす。

第七條 附則第二号に掲げる規定の施行の日前に販売された自動車に関する第三十四條第一項及び第八條第三項の規定の適用については、第三十條第一項中「これを販売する時まで」とあり、及び第八條第一項中「あらかじめ」とあるのは、「附則第一号第二号に掲げる規定の施行の日までに」とする。

第八條 附則第一号第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一月を経過した日(以下「基準日」という。)前に最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受けた自動車の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同条第一項中「最初の自動車登録ファイルへの登録(道路運送車両法第四條の規定による自動車登録ファイルへの登録をいう。以下同じ。))を受けるとき(同法第三條に規定する軽自動車(同法第五十八條第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。))にあつては当該自動車が最初の自動車検査証の交付(同法第六十條第一

項に規定する軽自動車(同法第五十八條第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。))にあつては当該自動車が最初の自動車検査証の交付(同法第六十條第一

項又は第七十一条第四項の規定による  
自動車検査証の交付をいう。以下同じ。  
に規定する検査対象外自動車にあつ  
ては当該自動車が最初の車両番号の指  
定（同法第九十七条の三第一項の規定  
による車両番号の指定をいう。以下同  
じ。）を受けるとき）までに」とあるの  
は、「基準日以後における最初の自動車  
検査証の返付を受けるとき（当該自動  
車検査証の返付より前に基準日以後  
における最初の自動車登録ファイルへ  
の登録又は最初の自動車検査証の交付  
を受ける自動車にあつては、当該自動  
車登録ファイルへの登録又は自動車検  
査証の交付を受けるとき）までに」と  
する。

2 基準日前に最初の自動車登録ファイ  
ルへの登録又は最初の自動車検査証の  
交付を受けた自動車に基準日以後にお  
ける最初の自動車検査証の返付又は最  
初の自動車登録ファイルへの登録若し  
くは最初の自動車検査証の交付を受け  
るよりも前に使用済自動車として引取  
業者に引き渡される場合における第七  
十三条第一項の規定の適用については、  
同項中「当該自動車」が最初の自動車登  
録ファイルへの登録（道路運送車両法  
第四条の規定による自動車登録ファイ  
ルへの登録をいう。以下同じ。）を受け  
るとき（同法第三十一条に規定する自  
動車（同法第五十八条第一項に規定す  
る検査対象外軽自動車を除く。）にあつ  
ては当該自動車）が最初の自動車検査証  
の交付（同法第六十条第一項又は第七  
十一条第四項の規定による自動車検査  
証の交付をいう。以下同じ。）を受け  
るとき、同法第五十八条第一項に規定す  
る検査対象外軽自動車にあつては当該自  
動車が最初の車両番号の指定（同法第  
九十七条の三第一項の規定による車両  
番号の指定をいう。以下同じ。）を受け  
るとき）までに」とあるのは、「当該自  
動車を使用済自動車として引業者に  
引き渡すときまでに」とする。

第九条 基準日前に最初の自動車登録フ  
イルへの登録又は最初の自動車検査証  
の交付を受けた自動車に関する第七十  
三条第二項の規定の適用については、  
同項中「前項に規定する最初の自動車  
登録ファイルへの登録又は最初の自動  
車検査証の交付若しくは最初の車両番  
号の指定を受けた後に」とあるのは、「基  
準日以後における最初の自動車検査証  
の返付又は最初の自動車登録ファイル  
への登録若しくは最初の自動車検査証  
の交付を受けた後に」とする。

第十条 基準日前に最初の自動車登録フ  
イルへの登録又は最初の自動車検査証  
の交付を受けた自動車について、基準  
日から起算して三年を経過する日まで  
の間、自動車検査証の返付又は自動車  
登録ファイルへの登録若しくは自動車  
検査証の交付を受けようとする者は、  
国土交通大臣等に対して、預託証明書  
を提示しなければならない。

2 国土交通大臣等は、預託証明書の提  
示がないときは、前項の自動車検査証  
の返付又は自動車登録ファイルへの登  
録若しくは自動車検査証の交付をしな  
いものとする。

（特別区の長の事務に関する経過措置）  
第十一条 この法律の規定により特別区

の長が管理し、及び執行することとされるものについては、政令で定めるも  
理し、及び執行するものとする。

（フロンの破壊の定義に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行の日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第二条第十項の規定の適用については、同項中「第三十三条第三項」とあるのは、「第五十二条第二項」とする。

（検討）

第十三条 政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）  
第十四条 （略）

（租税特別措置法の一部改正）

第十五条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十条の十一」を「第九十条の十二」に改める。

第六章第三節の四中第九十条の十一の次に次の一条を加える。

（使用済自動車に係る自動車重量税の還付）

第九十条の十二 自動車検査証の交付等を受けた自動車のうち、自動車検査証の交付等を受けた際に当該自動車検査証に記載された有効期間の満了する日前に使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第十一項に規定する引取業者に引き渡された同条第二項に規定する使用済自動車（以下この条において「使用済自動車」という。）であつて、解体されたものとして政令で定めるものについては、当該自動車検査証の交付等を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額のうち政令で定めるところにより計算した金額を、当該使用済自動車を同法第八条の規定により当該引取業者に引き渡した者（以下この条において「所有者」という。）に（当該使用済自動車の所有者が当該使用済自動車に係る自動車重量税の納税者でない場合にあつては、当該使用済自動車につき当該使用済自動車の所有者が当該自動車重量税を納付したものとみなして、当該使用済自動車の所有者に）還付する。

2 前項の規定により同項の還付金の還付を受けようとする使用済自動車の所有者は、政令で定める事項を記載した申請書を、政令で定めるところにより、国土交通大臣等（自動車重量税法第十条に規定する国土交通大臣等をいう。）を経由して、政令で定める場所の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第九十条の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

以後に引取業者に引き渡された使用済自動車について適用する。

第十七条 (略)

(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正)  
第十八条 (略)

(フロン類回収破壊法の一部改正に伴う経過措置)  
第十九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の前日に旧フロン類回収破壊法第三十六条の規定により第二種特定製品引取業者に引き渡された第二種特定製品については、旧フロン類回収破壊法第二十九条から第三十四条まで、第三十七条から第四十三条まで、第五十二條から第五十五条まで、第五十七條から第六十四条まで、第七十條から第七十四條まで、第七十九條及び第八十條の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有する。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正)  
第二十條 (略)

(経済産業省設置法の一部改正)  
第二十一條 (略)

(罰則に関する経過措置)  
第二十二條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前に行つた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
第二十三條 附則第二条から第十二條まで、第十六條、第十九條及び前條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。